

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	81 件
国民年金関係	41 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月から7年3月まで

平成5年12月に勤務先を退職後、国民年金保険料を毎月きちんと納付していた。途中、災害があったが、未納期間があると年金を受け取れないと聞いていたため納付していた。災害特例法が施行されたのは7年3月だと思うので、同年2月まで免除を受けていることはあり得ない。6年12月及び7年1月分については、納付後還付されていると聞いたが、同年2月及び3月分についても納付したので、還付されたか納付済みのいずれかであって、申請免除ではないと思う。これまで年金手帳は2冊もらい、保険料は毎月定期的に納付書で現金を添えて納付していた。おそらく金融機関か郵便局で納めていたと思う。社会保険事務所（当時）から、16年12月13日発行の免除期間を記載したはがきが届いたが、7年4月から8年1月までの期間だけが記載されているので、申立期間は免除ではないと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年12月及び7年1月については、A市のマスターチェックリスト及びオンライン記録によれば、当該期間の国民年金保険料を還付した上、申請免除期間としていることが確認できるが、国民年金法では、既に保険料が納付されたもの及び前納されたものを除いて申請免除期間とする規定されており、A市においても、災害当時の免除手続について、既に納付された期間があれば、制度上の取扱いに従っていたとしていることから、一旦、保険料を納付されたことが確認できる当該期間を申請免除期間とする事務手続については、制度上、誤った取扱いであり、当該期間は保険料納付済期間と

するのが相当である。

また、申立期間は、上記の誤った取扱い期間を含む連続した4か月で短期間である上、申立人は申立期間以外に保険料の未納期間は無く、4回に渡る被用者年金から国民年金への切替手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがえることから、申立期間のうち、平成7年2月及び同年3月についても納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年1月から同年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私は昭和46年に結婚し、A市に転居した後は集金人に国民年金保険料を納めてきたが、年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされていた。

年金記録で納付となっている期間について、保管していた領収書を見たところ、領収印が押されていない箇所があり、事務処理の不備があったと思うので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の近所に居住しており、申立人と同じ集金人に保険料を納付していたとする申立人の親戚は、「集金人は2か月ごとに来ていた。留守などで納付することができなかった場合でも、次の集金時に納付することがあったと思う。」と述べている上、申立人は、申立期間の前後を通じて、転居等の生活状況の変化はうかがえず、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②に係る催告が行われたものと推認される記録が確認できるものの、申立期間①及び②については、それぞれ3か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金保険料が納付済みであることから、納付意識の高い申立人が、過年度納付を含めて申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月から58年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から平成元年1月まで

私は、国民年金保険料を夫の分と一緒に支払っていた。申立期間当時、夫の収入が低かったわけでは無く、引っ越しもせず、子供にお金がかかる時期でも無かったため、私の国民年金保険料だけ支払わないという理由は無い。

時期は定かではないが、A銀行(現在は、B銀行)等の金融機関の窓口で、納付書2通により二人分の保険料を納付していた記憶がある。

納付書は青っぽい色をしており、20センチぐらいの大きさだったと思う。

確かに保険料を支払っていたと思うので、詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の家計の支出を記したノートを所持しており、同ノートによれば、申立期間中である昭和58年1月及び同年3月、61年5月から同年8月まで、62年4月及び同年6月から同年12月までの期間の国民年金保険料額に二人分を意味する「×2」が記載されることが確認できる上、申立人の当時の納付状況、家計状況及び家計の支出を記したノートの記載に関する供述内容に不自然な点は見られないことから、当該ノートの記載内容の信憑性は高いと判断できる。

また、C市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の夫は、上記のノートで夫婦二人分の保険料額が記されている昭和57年10月から58年3月までの期間及び61年4月から63年3月までの期間の保険料を全て現年度納付していることが確認できることから、申立人の当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人が所持する上記のノートによると、昭和 60 年度は、一人分の保険料額のみが記載されていることから、申立人の保険料については納付していなかったことが確認できる。また、58 年度、59 年度及び 63 年度以降については、同ノートが保管されておらず、保険料の納付状況を記したメモを確認することができない上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から43年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月から43年4月まで

私が20歳になった時に父親が市役所に行き、国民年金の加入手続きを行ってくれた。当時、婦人会が保険料を集金して市役所に持っていき、手数料を同会の運営費に入れていた。この時期は、母親が集落の婦人会長をしており、その任期を終えた時に私の国民年金加入もやめたと聞いている。母親は、私の国民年金について、「自分が会長だった期間のみ加入し、最初の22か月だけ保険料を納めた。」と言っていたが、現在の記録では、その22か月が未納となっている。申立期間の保険料を納付しているはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金について、「母親が婦人会の役員をしていたので、私が20歳になって最初の期間（22か月）のみ加入して保険料を納付していたが、母親が役員を退いた昭和43年5月以降は納付をやめたと聞いている。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、旧姓で昭和41年9月27日に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者原票及びオンライン記録においても、申立人が20歳になった同年*月に被保険者資格を取得し、43年5月に同資格を喪失していることが確認できることから、申立人の主張する加入時期及び資格喪失時期と符合する。

また、申立人が所持する国民年金手帳、国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は昭和41年*月*日に任意加入被保険者として資格を取得していることが確認できることから、任意加入しているにもかかわらず、保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立人によれば、申立期間の保険料を納付していた申立人の母親は、申立期間当時、婦人会の会長をしており、同会で保険料の集金を行っていたことから、収納事務に直接携わっていたことがうかがえる上、申立人の母親は、申立期間において保険料を全て納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年1月31日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年1月31日から同年5月1日まで
② 平成2年5月1日から同年6月1日まで
③ 平成6年12月30日から7年4月1日まで

私は、昭和63年12月11日にC社に入社後、系列事業所のA社、D社、E社に継続して勤務し、平成12年6月30日に退職するまでのほとんどの給与明細書を所持しているので、内容を確認の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は平成2年4月20日に同社を離職していることが確認できることから、同日まで同社に勤務していたことは確認できる。

また、申立人が所持する給与明細書により、平成2年2月及び同年3月の給与から厚生年金保険料が控除（翌月控除）されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成2年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、同社の登記簿謄本の記録等から、申立期間①において厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち平成2年1月31日から同年3月1日までの間において当該事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができないため不明であるが、当該期間においてA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所に該当しなくなる届出を行っていたと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①のうち、平成2年3月1日から同年5月1日までの期間について、申立人が所持する給与明細書によると、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

3 申立期間②について、申立人は、「C社に勤務していた。」と主張しているが、申立人が所持する平成2年5月の給与明細書によると、給与が支給されていることは確認できるものの、当該月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

4 申立期間③について、申立人は、「E社に勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は平成7年1月1日に同社において資格を取得していることが確認できることから、同日以降について同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間③の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、E社は平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間③は適用事業所になる前の期間である。

5 このほか、申立人が申立期間①から③（平成2年1月31日から同年3月1日までの期間を除く。）までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

A社B工場(現在は、C社)への入社日は昭和63年4月1日であり、雇用保険及びD健康保険組合の被保険者資格取得日も同日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、申立人は昭和63年4月1日に新規採用した正社員であると回答している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同日に資格取得していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和63年6月1日となっているが、申立人のD健康保険組合の被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが確認でき、当該事業所では申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙を使用していたことが認められることから、当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年6月1日であり、申立期間は同工場が適用事業所となる前の期間である。しかしながら、商業登記簿謄本によると、同社は62年4月*日に設立されていることが確認できる上、C社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、63年4月1日に短時間

労働者以外の一般被保険者（労働時間週 30 時間以上）として資格取得していることが確認できることから、申立期間について、A社B工場は厚生年金保険法が定める適用事業所となるべき要件を満たしていたと判断される。

また、C社によると、「当社では、これまで関連事業所を含めて、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することは無かった。」としているところ、i) 事業所番号等索引簿において、A社B工場が記載されているページに、同社の関連事業所が3事業所（全てA社B工場と同一所在地）確認できるところ、当該3事業所のそれぞれの厚生年金保険の新規適用日は、D健康保険組合への加入年月日と一致すること、ii) E年金事務所の担当者及びF社会保険事務局（当時）で健康保険組合との調整事務を行っていた者によると、「健康保険組合加入事業所に係る厚生年金保険の新規適用の事務処理については、健康保険組合の事業所増加に伴う規約改正に係る厚生大臣（当時）の認可の際に、認可された規約改正の適用日を健康保険組合及び厚生年金保険の適用日とする旨の指示があり、それに基づいて厚生年金保険の新規適用処理を遡及して行っていたので、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することはありえない。」としていること、iii) D健康保険組合が保管する健康保険組合規約変更認可書及び規約変更認可申請書において、A社B工場を63年4月1日から適用事業所として追加する規約変更が、同年5月17日に厚生大臣に認可されたことが確認できること等から、A社B工場に係る厚生年金保険の新規適用日が同年6月1日となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年6月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

A社B工場(現在は、C社)への入社日は昭和63年4月1日であり、雇用保険及びD健康保険組合の被保険者資格取得日も同日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、申立人は昭和63年4月1日に新規採用した正社員であると回答している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同日に資格取得していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和63年6月1日となっているが、申立人のD健康保険組合の被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが確認でき、当該事業所では申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙を使用していたことが認められることから、当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年6月1日であり、申立期間は同工場が適用事業所となる前の期間である。しかしながら、商業登記簿謄本によると、同社は62年4月*日に設立されていることが確認できる上、C社から提出された申立人に係る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、63年4月1日に短時間

労働者以外の一般被保険者（労働時間週 30 時間以上）として資格取得していることが確認できることから、申立期間について、A社B工場は厚生年金保険法が定める適用事業所となるべき要件を満たしていたと判断される。

また、C社によると、「当社では、これまで関連事業所を含めて、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することは無かった。」としているところ、i) 事業所番号等索引簿において、A社B工場が記載されているページに、同社の関連事業所が3事業所（全てA社B工場と同一所在地）が確認できるところ、当該3事業所のそれぞれの厚生年金保険の新規適用日は、D健康保険組合への加入年月日と一致すること、ii) E年金事務所の担当者及びF社会保険事務局（当時）で健康保険組合との調整事務を行っていた者によると、「健康保険組合加入事業所に係る厚生年金保険の新規適用の事務処理については、健康保険組合の事業所増加に伴う規約改正に係る厚生大臣（当時）の認可の際に、認可された規約改正の適用日を健康保険組合及び厚生年金保険の適用日とする旨の指示があり、それに基づいて厚生年金保険の新規適用処理を遡及して行っていたので、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することはありえない。」としていること、iii) D健康保険組合が保管する健康保険組合規約変更認可書及び規約変更認可申請書において、A社B工場を63年4月1日から適用事業所として追加する規約変更が、同年5月17日に厚生大臣に認可されたことが確認できること等から、A社B工場に係る厚生年金保険の新規適用日が同年6月1日となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年6月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

A社B工場(現在は、C社)への入社日は昭和63年4月1日であり、雇用保険及びD健康保険組合の被保険者資格取得日も同日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、申立人は昭和63年4月1日に新規採用した正社員であると回答している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同日に資格取得していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和63年6月1日となっているが、申立人のD健康保険組合の被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが確認でき、当該事業所では申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙を使用していたことが認められることから、当該健康保険組合に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年6月1日であり、申立期間は同工場が適用事業所となる前の期間である。しかしながら、商業登記簿謄本によると、同社は62年4月*日に設立されていることが確認できる上、C社から提出された申立人に係

る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、63年4月1日に短時間労働者以外の一般被保険者（労働時間週30時間以上）として資格取得していることが確認できることから、申立期間について、A社B工場は厚生年金保険法が定める適用事業所となるべき要件を満たしていたと判断される。

また、C社によると、「当社では、これまで関連事業所を含めて、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することは無かった。」としているところ、i) 事業所番号等索引簿において、A社B工場が記載されているページに、同社の関連事業所が3事業所（全てA社B工場と同一所在地）が確認できるところ、当該3事業所のそれぞれの厚生年金保険の新規適用日は、D健康保険組合への加入年月日と一致すること、ii) E年金事務所の担当者及びF社会保険事務局（当時）で健康保険組合との調整事務を行っていた者によると、「健康保険組合加入事業所に係る厚生年金保険の新規適用の事務処理については、健康保険組合の事業所増加に伴う規約改正に係る厚生大臣（当時）の認可の際に、認可された規約改正の適用日を健康保険組合及び厚生年金保険の適用日とする旨の指示があり、それに基づいて厚生年金保険の新規適用処理を遡及して行っていたので、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することはありえない。」としていること、iii) D健康保険組合が保管する健康保険組合規約変更認可書及び規約変更認可申請書において、A社B工場を63年4月1日から適用事業所として追加する規約変更が、同年5月17日に厚生大臣に認可されたことが確認できること等から、A社B工場に係る厚生年金保険の新規適用日が同年6月1日となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年6月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和63年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については11万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から同年6月1日まで

A社B工場(現在は、C社)への入社日は昭和63年4月1日であり、雇用保険及びD健康保険組合の被保険者資格取得日も同日であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格取得日は同年6月1日となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、申立人は昭和63年4月1日に新規採用した正社員であると回答している上、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、同日に資格取得していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和63年6月1日となっているが、申立人のD健康保険組合の被保険者資格取得日は同年4月1日となっていることが確認でき、当該事業所では申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙を使用していたことが認められることから、当該健康保険組合に提出されたものと同じのものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和63年6月1日であり、申立期間は同工場が適用事業所となる前の期間である。しかしながら、商業登記簿謄本によると、同社は62年4月*日に設立されていることが確認できる上、C社から提出された申立人に係

る雇用保険被保険者資格取得等確認通知書によると、63年4月1日に短時間労働者以外の一般被保険者（労働時間週30時間以上）として資格取得していることが確認できることから、申立期間について、A社B工場は厚生年金保険法が定める適用事業所となるべき要件を満たしていたと判断される。

また、C社によると、「当社では、これまで関連事業所を含めて、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することは無かった。」としているところ、i) 事業所番号等索引簿において、A社B工場が記載されているページに、同社の関連事業所が3事業所（全てA社B工場と同一所在地）が確認できるところ、当該3事業所のそれぞれの厚生年金保険の新規適用日は、D健康保険組合への加入年月日と一致すること、ii) E年金事務所の担当者及びF社会保険事務局（当時）で健康保険組合との調整事務を行っていた者によると、「健康保険組合加入事業所に係る厚生年金保険の新規適用の事務処理については、健康保険組合の事業所増加に伴う規約改正に係る厚生大臣（当時）の認可の際に、認可された規約改正の適用日を健康保険組合及び厚生年金保険の適用日とする旨の指示があり、それに基づいて厚生年金保険の新規適用処理を遡及して行っていたので、健康保険組合への加入日と厚生年金保険の新規適用日が相違することはありえない。」としていること、iii) D健康保険組合が保管する健康保険組合規約変更認可書及び規約変更認可申請書において、A社B工場を63年4月1日から適用事業所として追加する規約変更が、同年5月17日に厚生大臣に認可されたことが確認できること等から、A社B工場に係る厚生年金保険の新規適用日が同年6月1日となっているのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和63年6月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立期間②から⑨までの期間の賞与については、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月10日は20万円、同年12月10日は20万9,000円、17年8月10日は20万4,000円、同年12月12日は21万8,000円、18年8月10日は22万8,000円、同年12月11日は22万9,000円、19年8月10日は23万8,000円、同年12月10日は25万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成15年12月10日
②平成16年8月10日
③平成16年12月10日
④平成17年8月10日
⑤平成17年12月12日
⑥平成18年8月10日
⑦平成18年12月11日
⑧平成19年8月10日
⑨平成19年12月10日

平成15年12月から19年12月までの9回分の賞与の記録が無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人については、申立期間の賞与に係る標準賞与額の記録は確認できないが、申立期間のうち、申立期間②から⑨までについては、A社が保管する賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されて

いることが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、事業所が保管する賃金台帳及び申立人から提出された賞与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成16年8月10日を20万円、同年12月10日を20万9,000円、17年8月10日を20万4,000円、同年12月12日を21万8,000円、18年8月10日を22万8,000円、同年12月11日を22万9,000円、19年8月10日を23万8,000円、同年12月10日を25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、当該期間は8回であり、いずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が賞与に係る届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、申立期間①については、申立人は当該期間の賞与明細書を所持していない上、A社にも当該期間に係る賃金台帳など確認できる資料が保管されておらず、ほかに、申立人が主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年5月16日から同年6月1日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を50年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月16日から同年5月16日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を53年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月16日から同年6月1日まで
② 昭和53年4月16日から同年5月16日まで

昭和48年4月に入社し、平成13年8月に退職するまで継続してB社の関連会社に勤務していたはずなのに、厚生年金保険の記録に2か所の空白があることに納得できない。給与明細書を添付するので、調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B社から提出された退職証明書、C健康保険組合から提出された加入履歴証明及び被保険者台帳並びに申立人が所持する給与明細書から判断すると、申立人がB社及び関連会社に継続して勤務し（D社E支社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当該事業所は、「申立人は正社員として勤務し、

給与の締め日は当月 15 日、支払日は 25 日で翌月控除であったが、保険料控除は、在職期間中、事業所間の異動があっても停止することはない。」と回答していることから、昭和 50 年 5 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、B 社から提出された退職証明書、C 健康保険組合から提出された加入履歴証明、被保険者台帳及び申立人が所持する給与明細書から判断すると、申立人が B 社及び関連会社に継続して勤務し（昭和 53 年 5 月 16 日に A 社から D 社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 53 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、18 万円とすることが妥当である。

- 3 なお、事業主が申立人に係る保険料の納付する義務を履行したか否かについては、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年9月から同年11月までの期間、9年8月及び同年9月については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月9日から平成11年9月26日まで
A店で勤務していた申立期間の給与支給額と比べ、厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成7年9月から同年11月までの期間、9年8月及び同年9月の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、「申立期間の給与計算及び社会保険の手続等は元事業主の夫が行っていたが、夫は既に死亡し、資料も残っていない。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書及び源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年1月から同年8月までの期間、同年12月から8年7月までの期間、同年12月から9年7月までの期間、同年10月から11年6月までの期間及び同年8月については、給与明細書により確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、昭和63年6月から平成6年12月までの期間、8年8月から同年11月までの期間及び11年7月については、申立人は給与明細書を所持していないことから給与支給額及び保険料控除額を確認することができないが、申立人の標準報酬月額は、所持する期間の給与明細書により確認できる基本給にほぼ一致しており、現在の事業主は、「当時の事業主である夫から、諸手当を含めず、基本給のみを報酬月額として届け出ていると聞いた覚えがある。」と供述していること、及び当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している男性従業員全員の標準報酬月額が申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることから、元事業主が基本給を報酬月額として届け出たものと推認され、申立人の標準報酬月額が他の従業員と比較して低くなっている事情は認められない。

このほか、当該期間について申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、昭和59年10月20日から60年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を59年10月20日に、資格喪失日に係る記録を60年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月1日から59年6月1日まで
② 昭和59年6月1日から61年5月1日まで

申立期間①については、私はB社で一緒に勤務していたC社代表取締役様に誘われて、同氏と私とD氏の3人で同社において1年程度勤務していた期間あるにもかかわらず、記録が欠落している。申立期間②については、私がA社で勤務していた期間であり、昭和60年1月の給与明細書から厚生年金保険料控除が確認できるにもかかわらず、記録が欠落している。申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和59年10月20日から60年11月1日までのについては、A社が保管している法の規定に基づく同年1月14日付け及び61年1月20日付けの審査申請書に申立人の氏名が確認できることから、法で規定されている審査基準日（59年10月31日及び60年10月31日）において、申立人が同社に在籍していたことが確認できる上、申立人が所持している同社の60年1月の給与明細書により、当該給与明細書から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の保険料控除額及び元同僚の標準報酬月額の記録から、28万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年10月から60年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和59年6月1日から同年10月19日までの期間及び60年11月2日から61年5月1日までの期間については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間に被保険者資格を有する者のうち、所在が確認できた28人に申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入状況について照会し、19人から回答があったものの、申立人の在籍期間及び厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠は得られない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間①について、元取締役及び元同僚の証言等から、申立人はC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人及び元取締役は、「当該事業所において常時勤務していた従業員は3人であった。」旨証言していることから、当該事業所は、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていなかった可能性が高い。

また、C社は既に解散している上、当時の代表取締役は既に死亡していることから、申立人の申立期間の保険料控除について確認することができない上、申立人が記憶している元同僚及び元取締役に係るオンライン記録によると、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和47年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月21日から同年12月1日まで

私は、昭和47年12月1日にC社からA社に転籍した。この時に厚生年金保険の記録が1か月空白になった。記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているC社等の辞令及び元同僚の証言などから判断すると、申立人は、C社及び関連会社のA社に継続して勤務し(C社からA社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社の辞令から申立期間において既に同社の従業員であったことが確認できることから、昭和47年11月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を、社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は昭和59年3月31日までA社に勤務したので、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年4月1日となるはずである。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が発行した申立人に係る在職証明書により、申立人の退職日は昭和59年3月31日であることが確認できる。

また、A社の人事担当者は、「当社は、当時月給制であり、月末が締日であることから申立人の退職日は31日であるはずだと思う。」と証言しており、元同僚一人は、「申立人が月末退職であったことを覚えている。」と証言していることから判断すると、申立人は申立期間に、同社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和59年2月の社会保険事務所(当時)の記録から17万円とすることが妥当である。

申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と記録することは考え難いことから、事業主が資格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は申

立人に係る 59 年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月25日から同年12月2日まで

私は、A社で昭和44年4月1日から50年6月20日まで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に欠落があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員カード及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述から昭和46年11月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C支店における昭和46年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和52年2月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から同年8月1日まで

高校を卒業した昭和52年の2月中旬からA社に勤務し、最初の給与から保険料も控除されていたように思うが、厚生年金保険の記録では、資格取得日が同年8月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和52年8月1日と記録されているところ、同社が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同社が、別の元従業員二人とともに、申立人の同保険被保険者資格取得日を同年3月1日として、社会保険事務所(当時)に届け出たことが確認できる上、申立人が保管する年金手帳によると、「初めて被保険者となった日」は同日と記載されている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)によると、申立人の資格取得日は、当初、昭和52年3月1日と記録され、その後、53年2月18日に訂正されていることが確認できる上、当該資格取得日(53年2月18日)以前の52年8月1日の随時改定の記録が確認できる。

一方、上記の被保険者原票によると、申立人と同時に被保険者資格取得手続が行われた上記の元従業員二人の資格取得日は、いずれも、当初、昭和52年3月1日と記録され、その後、同年2月16日に訂正されていることが確認で

きる上、申立人及び当該元従業員二人の資格取得日欄の下には、「2□16」の記載が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は、同時に資格取得手続が行われた上記の元従業員二人と同様、昭和52年3月1日から同年2月16日に訂正されていることが確認できる。

さらに、上記の元従業員二人のうちの一人は、「申立人は私と同じ時期に入社した。」と証言している上、昭和52年2月7日に被保険者資格を取得している別の元従業員は、「申立人の入社日は、私の入社の数日後だったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、申立人の資格取得日は、資格取得日が訂正された他の元従業員二人と同じ昭和52年2月16日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者原票により確認できる昭和52年3月の標準報酬月額の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月29日から同年4月1日まで

私は、昭和40年1月1日から46年4月30日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者資格が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する健康保険台帳及び退職者台帳並びに事業主の回答から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し（昭和40年4月1日に同社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和40年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を33万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月15日

私は、A社から平成16年6月に賞与をいただき厚生年金保険の保険料が控除されているのに、その記録が欠落している。申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の賞与明細及び申立人が所持する給料支給明細書により、申立人は、平成16年6月15日に33万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は確認できる資料が残っていないため不明であるとしており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年9月13日から21年11月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を同年11月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、20年9月から21年3月までは40円、同年4月から同年10月までは60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月13日から25年4月1日まで

私は、高校卒業後、19歳でA社C工場に就職し、経理の仕事に従事して、終戦後も働いた後、25歳で退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が昭和20年9月13日までしか無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年9月13日から21年11月11日までの期間について、B社が保管する申立人の人事名簿によると、「19年5月15日に同社C工場に入社し、21年4月1日に雇員に任ず、月俸57円支給経理係に補す、同年7月1日62円支給、同年11月1日100円支給、願に依り解雇する」旨の記載が確認できること、及び申立人が所持し、その裏面に同年11月11日の日付の記載が確認できる写真から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

また、申立人が所持し、昭和20年12月1日及び21年5月7日にA社C工場の事務所の前で写したと主張する写真に申立人と一緒に写っている元従業員が同社に係る厚生年金保険の被保険者記録はオンライン記録により、19年10月1日から21年11月1日までと確認できる。

さらに、上記の元従業員は、「申立人と一緒に会計事務に従事しており、

私が退職したときにはまだ申立人は勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 20 年 9 月 13 日から 21 年 11 月 11 日までの間において A 社 C 工場に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 工場に係る昭和 20 年 8 月の社会保険事務所（当時）の記録及び B 社が保管する申立人の人事名簿の記録から、同年 9 月から 21 年 3 月までは 40 円、同年 4 月から同年 10 月までは 60 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 11 日から 25 年 4 月 1 日までの期間について、B 社が保管する申立人の人事名簿によると、「昭和 21 年 11 月 1 日 100 円支給」の後に、「願に依り解雇する」旨の記載は確認できるものの、その年月日は記載されておらず、申立人の勤務期間を特定できない。

また、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員のうち連絡先の判明した 28 人に文書により照会したところ、14 人から回答があり、そのうちの 3 人から申立人を記憶している旨の証言は得られたが、一人は、「申立人の退職時期は記憶していない。」と証言しており、残る二人は当該期間よりも前に被保険者資格を喪失しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 11 日から 25 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 21 年 11 月 11 日から 25 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA団体管理下のB社における船員保険被保険者資格取得日は、昭和20年5月3日であると認められることから、申立期間に係る資格取得日に係る記録（昭和22年12月1日）を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から21年3月までは120円、同年4月から同年10月までは180円、同年11月及び同年12月は360円、22年1月から同年11月までは390円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月3日から22年12月1日まで

私の所持する年金手帳では、B社における船員保険の記録は、昭和20年5月3日から52年4月1日までとなっているが、年金記録では、申立期間の被保険者記録が欠落しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る船員保険台帳の記載により、申立人は申立期間において、船員保険被保険者として給与から船員保険料が控除されていたことが確認できる。

また、B社の申立人に係る履歴証明書及び船員原簿の乗船履歴において、申立人は昭和20年5月3日からC船に乗船し、同年5月*日に触雷により同船が沈没して下船して以降、21年1月16日から22年2月17日までD船に乗船し、同年3月31日から同年9月27日まで研修を受け、同年10月5日から23年2月5日までE船に乗船していたことが確認できる。

さらに、上記船員原簿の記載から、申立人は昭和20年4月1日から24年3月31日までA団体の管理下にあったB社に所属する船員であったことが推認できる。

一方、船員保険被保険者台帳及び同被保険者名簿では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和22年12月1日となっているが、その後に作成された標準報酬等級の変更が27年6月以降の被保険者名簿では、被保険者資格の取得日は

20年5月3日となっていることが確認でき、社会保険事務所（当時）において、申立人の年金記録が適正に管理されていたとは認め難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A団体管理下のB社における船員保険被保険者資格取得日を昭和20年5月3日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管する船員保険台帳の記録から、昭和20年5月から21年3月までは120円、同年4月から同年10月までは180円、同年11月及び12月は360円、22年1月から同年11月までは390円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年1月1日から18年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録については、12年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月から18年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成16年12月28日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年1月1日から18年2月1日まで
② 平成16年12月28日

私は、平成8年4月1日にA社B工場にC職として入社し、18年1月末に退職するまでの間、継続して勤務していた。

オンライン記録によると、平成12年1月から18年1月までの標準報酬月額及び16年12月の標準賞与額が控除されている厚生年金保険料から算定される額より低くされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であり、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、事業所が保管する給与支払明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額により、平成12年1月及び同年2月は22万円、同年3月は20万円、同年4月から18年1月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、適切に届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②については、事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA団体における申立期間の資格取得日は昭和20年2月15日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和20年2月及び同年3月は75円、同年4月から21年1月までは140円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年2月15日から同年8月19日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月15日から21年2月14日まで
B社(A団体)が発行した乗船履歴証明書のとおり、申立期間については、C丸に乗船していた期間である。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年2月15日から同年8月19日までの期間について、戦時加算該当船舶名簿によると、C丸は、当該期間において同該当船舶であることが確認できるところ、申立人は、同船について、乗船員でしか知り得ない詳細な状況を記憶している上、申立人の同船の引取りから沈没するまでの期間についての供述は、上記名簿の期間と一致している。

また、昭和20年5月から船員保険被保険者資格が確認できる申立人が記憶する元同僚は、「私は、同年5月にC丸に乗船した。その時点で申立人は既に乗船しており、同船が同年8月に沈没するまでの間、一緒に乗船していた。」と証言している。

さらに、申立期間のうち、昭和20年8月19日から21年2月14日までの期間について、申立人は、「C丸の沈没後、自宅待機を命じられ実家に帰り、その後B社から出社命令の電報が届き、改めてD地にあった会社の寮で待機していたところ、E地でF丸に乗船せよとの命令を受けた。自宅待機を命じられていた時は、郵便為替で給与をもらっていた。寮にいた時は、事務所に給与を取

りに行った。」と供述しており、船員法第2条第2項に規定する予備船員（同法第1条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの）に該当することから、船員保険法の被保険者であったものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和21年2月14日に船員保険被保険者資格を取得、同年4月1日に喪失、同日に同被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立人のB社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人が19年7月21日に同被保険者資格を喪失した旨の記載以降は資格取得日及び喪失日に係る記載が無く、備考欄に「21. 4. 1」との記載は確認できるが、同名簿のほかに申立人が同日に資格を取得した旨の根拠となる名簿は無い。

また、申立人の船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和19年7月21日に船員保険被保険者資格を喪失した記載の直後の欄には、資格取得日の記載は無いにもかかわらず、標準報酬月額欄に「7」と記載されていることが確認できるものの、25年4月6日に同被保険者資格を喪失するまでの間、資格取得日に係る記載は無い上、標準報酬に係る変更年月日欄に「21. 4. 1」及び標準報酬月額欄に「11」等級である旨の記載のほか、7回にわたる標準報酬の変更記録は確認できるものの、上記被保険者名簿と同様に、オンライン記録と同被保険者台帳の記録とは整合していない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA団体における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同団体における船員保険被保険者の資格取得日は、申立人が同団体に入社した昭和20年2月15日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る船員保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和20年2月及び同年3月は75円、同年4月から21年1月までは140円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、C丸は、昭和20年2月15日から同年8月19日までの期間について同該当船舶であることが確認できることから、当該期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

A社に勤務していた期間の平成19年12月の賞与の年金記録が抜けているが、厚生年金保険料が控除されている明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月10日に支給された賞与に係る賞与明細書から、申立人は、22万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を52万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月15日

平成19年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されている。勤務先が、社会保険事務所（当時）への賞与支払届の提出を失念し、その後、同支払届を提出したが、時効により年金額には反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年7月15日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、52万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和32年5月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月23日から同年6月1日まで

私は、昭和29年3月にA社に入社し、61年10月に退職するまでの間、継続して勤務していたが、32年5月23日付けで同社D支店から同社C支店に異動した際の厚生年金保険の記録が1か月間欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和32年5月23日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和32年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA団体における申立期間の資格取得日は昭和20年4月1日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和20年4月から21年3月までは250円、同年4月から同年7月までは480円、同年8月及び同年9月は690円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和20年5月25日から同年6月20日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年10月1日まで

私は、昭和20年4月1日に、A団体に雇用された。船員保険被保険者記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているB丸に係る乗組員名簿には、申立人の氏名、当時の住所及び職名の記載が確認できる上、C社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票によると、申立人は、昭和20年4月1日に予備船員として入社し、同年5月1日から同年6月20日までの期間は同船に乗船し、21年8月3日からD丸に乗船した記録及び各期間の標準報酬月額の記載が確認できる。

また、申立人は、昭和20年6月20日から21年8月3日までの期間について、「B丸沈没後は、すぐに乗船する船は無く、実家であるE地で自宅待機を命じられ、次の乗船命令が来るまでの間、A団体の事務所に給料をもらいに出向いていた。」と供述しており、船員法第2条第2項に規定する予備船員（同法第1条第1項に規定する船舶に乗り組むため雇用されている者で船内で使用されていないもの）に該当することから、船員保険法の被保険者であったものと考えられる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和21年10月1日に船員保険

被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人のC社に係る船員保険被保険者名簿には、資格取得日と喪失日の記載が無い上、備考欄の「21.10.1」との記載及び、喪失日欄に「24.3.1」との記載以外の記録は確認できないなど、オンライン記録と当該被保険者名簿の記録とは整合していない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA団体における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同団体における船員保険被保険者の資格取得日は、申立人が同団体に入社した昭和20年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、C社が保管する申立人に係る船員保険被保険者票における給与支給額の記載から、昭和20年4月から21年3月までは250円、同年4月から同年7月までは480円、同年8月及び同年9月は690円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、B丸は、昭和20年5月25日から同年6月20日までの期間について、戦時加算該当船舶であることが確認できることから、当該期間について、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月15日

平成19年7月15日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されている。勤務先が、社会保険事務所（当時）への賞与支払届の提出を失念し、その後、同支払届を提出したが、時効により年金額には反映されないため、反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成19年7月15日に支給された賞与に係る支給控除一覧表から、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月3日

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、平成19年8月3日に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

給与賞与明細書によると、賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与賞与明細書及びA社から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務処理を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

私は、再就職先の会社が既に決まっていたこともあり、平成2年3月20日に前の会社を退職した。退職時に総務担当者に、年金等については役所に相談するようにとのアドバイスを受け、A市B区役所で相談したところ、「1か月の空白期間が生じ、将来受け取る年金額に影響する。」との指導もあり、国民年金に加入して1か月分の保険料を納付した。ところが、私の年金記録を確認したところ、この1か月分の国民年金の納付記録が無いことが分かった。私が保険料を払ったのはこの1か月分だったので、記録が無いはずがない。なお、私の妻の国民年金は、その加入手続について確かな記憶は無いものの、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A市B区役所で自身の国民年金について相談を行った際に、「年金記録に1か月の空白期間が生じる。」との指導を受け、加入手続を行い、当該期間の1か月分の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、オンライン記録では、申立人は、平成2年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年4月27日に同資格を再取得していることが確認できるものの、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、制度上、当該期間は未加入期間となり、申立人は国民年金被保険者として取り扱われておらず、納付書が発行されていないため、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年3月までの期間及び同年4月から62年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から60年3月まで
② 昭和60年4月から62年12月まで

私は、20歳に達した昭和58年*月の頃は大学生であったが、母親が私を含めた家族の年金の管理をしてくれており、当時在住していたA市で、国民年金保険料を納めてくれていた。また、60年に大学を卒業してからも、母親が引き続き保険料を納めてくれていた。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、20歳以降、5年近くの期間が未納又は空白期間とされていることが分かった。母親は家族全員の国民年金保険料を納付していたのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に達した昭和58年*月頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、大学からの卒業証明書によると、申立期間①については、申立人は大学生であったことが確認できることから、当時の国民年金法において大学生は国民年金の任意加入の対象者であり、制度上、納付義務は無い。

また、オンライン記録によると、申立期間①については未加入期間と記録されており、申立人の母親が、当該期間について、国民年金に任意加入してくれていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成元年8月に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間②のうちの大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、A市の収滞納一覧表によると、申立人は、同年4月から同年11月までの国民年

金保険料を2年4月24日に納付していることが確認できるところ、この時点において時効成立前で保険料の納付が可能な期間は、現在納付済みと記録されている昭和63年1月以降の期間である。

加えて、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親も、申立期間当時の記憶は曖昧であり、申立期間における具体的な状況が確認できない上、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年4月までの期間、同年11月から61年3月までの期間、同年8月から同年10月までの期間及び平成元年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から60年4月まで
② 昭和60年11月から61年3月まで
③ 昭和61年8月から同年10月まで
④ 平成元年8月

私の国民年金の加入手続は父親が行ってくれ、納付は私が行ってきた。ねんきん特別便をみると申立期間が未納になっているが、納付した記憶があるので、第三者委員会へ申し立てた。

また、私の年金手帳の国民年金記号番号の欄に、基礎年金番号がシールで貼られているが、シールの下に統一される前の番号があったように思い、この統一される前の国民年金手帳記号番号により、国民年金保険料を納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和59年4月頃、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行うとともに、厚生年金保険被保険者資格の喪失後も、自ら国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成7年4月に払い出されていることが確認できるところ、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間の前後の厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失に伴う国民年金の資格記録は、平成7年5月14日に追加入力されていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時、国民年金

に係る各種届出を行っていなかった状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について具体的な記憶は無い上、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の状況を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年10月までの期間及び63年3月から平成元年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年1月から62年10月まで
② 昭和63年3月から平成元年2月まで

昭和61年に会社を退職後、母が私の国民年金の加入手続を行い、毎月、納付組織の当番に保険料を納めてくれていた。当時は、保険料を納めないと役場の職員が来るほど強制的に集金されていたにもかかわらず、父の記録だけが全て納付済みで、私の記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年に会社を退職後、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成2年11月9日に払い出されたことが確認でき、申立人の主張と相違する上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間①及び②のうち昭和63年9月以前については、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、同年10月以降は過年度納付が可能な期間であるが、A市によると、当時のB郡C町の納付組織による集金では国庫金となる過年度保険料は収納していなかったとしている。

さらに、申立人は申立期間における国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、その加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は高齢のため当時の状況を記憶していないことから、具体的な状況について確認することができない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から60年8月まで

私は、保険料がやや高い分、給付される年金も増える付加保険料を含めて熱心に国民年金保険料を納付していた。申立期間は会社を辞めた後の時期で、A町役場（現在は、B市）で任意加入の手続を行ったはずである。申立期間の直後に転居したC市には1年も居住していなかったが、その時ですら任意加入で保険料を納付していた。申立期間のみ未加入だったとは思えず、現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D社を昭和59年8月に退職後、A町役場で国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと記憶しているものの、B市によると、申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金収滞納一覧表は存在しないと回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、D社を退職後、昭和60年9月26日に任意加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるため、同日付けで加入手続を行ったものと推認される上、保険料の納付も同年同月から確認でき、当該資格取得日に不自然な点は見られず、任意加入被保険者となる申立人は、当該加入手続より前の申立期間については、制度上、未加入期間となることから、当該期間に納付書は発行されておらず、申立人は保険料を納付できない期間となる。

さらに、申立期間において、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年4月までの期間については、国民年金被保険者であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年4月まで

平成8年4月から11年12月まで海外留学していた時、帰国するごとにA市役所B支所で国民年金の資格取得と喪失の手続を行っていたが、10年12月21日から11年5月11日まで加入していた記録が手帳に記載してあるのに、年金記録の照会に対する回答票には、その記録が無いことになっている。詳しく調べて申立期間を国民年金の期間としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、一時的に海外留学から帰国していた期間で、申立人の母親が国民年金被保険者の取得届を提出したはずであり、年金手帳には申立期間が被保険者期間として記載されていると主張しているところ、社会保険庁通知（昭和61年4月1日庁保発第19号）によれば、国外に居住していることについての確認は、旅券の出国証明部分により行うこととされており、申立期間の前後の期間について、申立人の所持する旅券により出入国の事実を確認することが必要となるが、申立人から旅券の写しの提出は無く、調査に対して協力が得られないため、申立人が申立期間に海外から帰国し、再度海外に出国していた事実を確認することができない。

また、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金被保険者資格取得届を提出していたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の届出をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から3年3月まで

私は、成人前から、「法律で決まっているので、20歳になれば国民年金保険料を納付しなければならない。」と教育されており、両親が加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。年金手帳は2冊あったが、現在所持しているのは1冊で、勤務先が保管しているため内容を確認することはできず、もう1冊は無くしてしまった。毎月1万円程度の保険料を定期的に納付しており、納付方法は国民年金印紙を購入して年金手帳に貼り付けて納付したか、口座振替で納付したか、あるいは郵便局で納付していたと思う。申立期間中、転居しており、A市在住の頃はB郵便局で、C市在住の頃はD郵便局等で納付していたと思う。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した平成2年*月から国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していたとするA市において、申立人に係る国民年金被保険者名簿等の資料は見当たらない上、制度上、20歳以上の学生等が国民年金の強制被保険者とされたのは3年4月1日からであり、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は同年5月30日に払い出されたことが確認でき、C市の国民年金資格・検認情報資料によると、申立人は、「新規取得 平成3年4月1日、理由 学生 1号」と記録されており、同年4月から保険料納付が開始されていることから、この頃に初めて加入手続きを行い、被保険者資格を取得し納付を開始したものと推認できる。

また、オンライン記録において申立期間に係る国民年金保険料の納付を確認することはできない上、当該期間は未加入期間とされており、申立人は上記の

加入時期に遡って保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から55年3月まで

昭和47年11月頃に市役所から加入通知が送付されたので、国民年金に加入した。後日、納付書が自宅に届いたが、すぐには保険料を支払わず、数か月後、再度、納付書が届いたので、まとめて納付した記憶がある。その後、定期的に保険料を納付してきたが、ねんきん特別便では、20歳から数年間も記録が未納となっていることに納得できない。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和55年7月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年5月以前に加入手続を行ったものと推認できる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため、この頃に初めて国民年金に加入したものと推認できるところ、当該時期は第3回特例納付の実施期間（53年7月から55年6月まで）であることから、申立期間(93か月)の保険料を遡って納付することが可能であったものの、申立人は、数か月分以上の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしており、国民年金被保険者原票によると、申立人は、55年4月から同年9月までの6か月分の保険料を56年10月に過年度納付していることが確認できる。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人に係る同一覧表は昭和55年度から作成され、異動処理月の記録から、昭和55年4月頃に加入手続を行ったと推認でき、上記の国民年金手帳記号番号払出簿により加入手続が行われたと推認できる時期と一致する上、54年度以前の同一覧表は作成されていないため、申立人が申立期間の初期に加入手続を行い、保険料を納付していたと

は考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年1月まで
年金に未納があった場合、障害者になっても障害年金が給付されないという話をテレビで見た母親が、母子家庭のため、もしもの時に経済的に困ると思い、平成8年12月頃に私の国民年金の加入手続を行い、母親のボーナスの一部から申立期間の保険料をまとめて納付してくれていたにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月頃、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親のボーナスで申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、A市の基礎年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金の加入手続は9年3月3日に行われていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った後に、申請免除の手続を行ったとしているところ、仮に、申立てどおり平成8年12月に加入手続に併せて申請免除の手続を行い承認されていれば、同年11月から申請免除期間となるが、オンライン記録によると、申立人は、9年2月から申請免除期間と記録されていることが確認できることから、同年3月に加入手続と併せて免除申請したことがうかがえ、行政側の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、A市の収滞納一覧表によると、平成8年8月から9年1月までは未納期間となっていることが確認でき、その記録はオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年8月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月から61年3月まで

私は、昭和55年にA事業所を退職後、母親の勧めで国民年金に加入した。加入手続は母親がB市C区役所で行い、保険料も母親がD郵便局で納めてくれていたことを覚えている。その時に領収書を受け取っていたが残しておらず、また、全て母親に任せていたので、年金手帳の交付についても分からない。同じ頃に、姉も母親の勧めで国民年金に加入したことを記憶している。

年金記録問題が発生し、関係する書類などを探したが、災害で失くしたか、母親が亡くなった時に整理したために残っていない。母親は、以前税務の仕事に従事しており、保険料の納付を怠るようなことや、未納の督促などを放置することは考えられない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和61年2月10日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、同年4月から同年6月までの間に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間のうち、59年3月以前は時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人に係るB市の国民年金収滞納一覧表の異動処理月の記録から、申立人は、昭和61年4月頃に加入手続を行ったものと推認でき、上記の国民年金手帳記号番号払出簿により加入手続が行われたと推認できる時期と一致する上、同収滞納一覧表は、その時点で現年度納付が可能な昭和60年度分も作成されていることが確認できるが、収納状況欄は全て空欄であり、申立人が保険料を遡って納付したことは確認できない。

さらに、申立人によると、申立期間において入院等加療中であったため、申

立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を全て行ってきていたとしているが、その母親は既に死亡している上、申立人はこれらに直接関与してないため、具体的な状況は確認できない。

加えて、申立期間に申立人の母親から国民年金に加入を勧められたとする申立人の姉は、当該期間の保険料を納付済みであることが確認できるものの、その姉は昭和 50 年 5 月に婚姻しており、申立人及びその母親とは住所及び生計を別にしてきたことから、申立人とは保険料の納付状況が異なっていたと考えるのが自然である。

このほか、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年9月までの期間及び9年4月から10年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から7年9月まで
② 平成9年4月から10年4月まで

申立期間①及び②については、それぞれ会社を退職後、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、納付書が送られてきたので、同区役所で定期的に国民年金保険料を納付していた。なお、10年5月に結婚してB区に住所変更した後、同年3月及び同年4月分の納付書が届いたため、これを支払った覚えもある。申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は会社を退職後、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、納付書により国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、オンライン記録によると、申立人の国民年金記録は平成9年1月1日から導入された基礎年金番号により管理されており、申立人は、10年5月*日に第3号被保険者に該当したことに伴い、申立期間の被保険者資格が同年6月26日に追加入力されていることが確認できることから、その時点まで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立期間①については、申立期間に係るC市の国民年金収滞納一覧表は見当たらない上、上記の第3号被保険者記録が入力された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができず、申立期間②については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、申立期間当時における年金記録管理の信頼

性は高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

私は、A社を昭和56年3月に退職後、B社で契約社員として働いていたが、正社員として採用される58年3月までの間、国民年金に加入していた。加入手続は父が行ってくれ、保険料については、私の収入から10万円を父に渡していたので、その中から納付してくれていたと思う。父は亡くなっているため詳しいことは不明であるが、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年3月に事業所を退職後、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月当時加入中であつた厚生年金保険被保険者の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないとしている上、その加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間の具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成元年7月まで

私は、国民年金に加入すべきであることを送付されてきた未納の案内で知り、母親と一緒にA市役所で、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、母親が全て納付してくれた。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、平成3年10月14日に払い出され、申立人の同手帳記号番号の前後の被保険者の記録から、申立人は、同年9月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録によると、申立人は、申立期間直後の平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料について、同年9月13日以降、複数回に分けて過年度納付していることが確認できるものの、申立期間について保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が平成5年3月にA市から転入したB市の国民年金過年度収滞納一覧表において、申立期間は未納と記録されていることが確認でき、オンライン記録とも一致している。

加えて、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2039 (事案 189 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたと認められるものの、当該期間については、共済組合に加入していたことが明らかであり、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで

平成8年に私の妻の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和36年4月から39年5月までの保険料が未納とされていた。私は、妻の36年4月から39年5月までの期間、私の37年4月から38年8月までの期間及び夫婦の47年3月から50年3月までの期間の保険料として、合計約11万円を納付したことを記憶している。また、当時のカレンダーにこの納付に関するメモ書きがあり、私の年金の裁定請求時に、37年4月から38年8月までの国民年金保険料を重複納付していたことが判明し、保険料が還付されたこともあるので、妻の納付記録についても調べてほしい。

前回の申立て結果通知後の平成21年5月に私の妻は死亡した。しかし、その妻が、「保険料を払っているのに、諦めきれない。」と最後まで言っており、心残りであったであろうその妻の^{おも}思いから、再度審議を希望する。

なお、前回、妻と同時に申し立てた私の年金記録は、昭和47年3月から48年3月までの期間に特例納付を行ったと判断され、記録訂正されている。
(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が特例納付を行ったとする昭和36年4月から39年5月までの期間については、申立人は共済組合加入期間で納付することができなかった期間であり、当該期間の保険料の納付時期及び納付場所等に関する申立人の夫の記憶は明確でないなどとして、当委員会の決定に基づく平成20年4月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知

が行われている。

今回、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票を再度確認したところ、同名簿によると、申立期間は、当初、強制被保険者として記録されながら二重線で抹消されており、同原票においても、申立期間について51年5月に抹消されていることが確認でき、申立期間の保険料を特例納付したとする50年12月時点で、申立人は強制被保険者である上、第2回特例納付実施期間であったことから、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったことがうかがえ、その夫についても、同原票では、厚生年金保険被保険者であった37年4月から38年8月までの期間について50年12月に特例納付していることが確認（平成8年10月に当該期間の国民年金保険料が過誤納として還付されている）でき、申立人が申立期間の保険料を夫婦一緒に特例納付したとする主張が合理的であることが判明した。

また、夫婦が国民年金の加入手続後に、申立期間を含め、特例納付及び過年度納付を行ったとする保険料額は、申立期間を特例納付した場合の合計金額と一致することが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和34年4月から40年6月までの期間については、B共済組合の組合員であることが確認でき、申立期間において国民年金の被保険者となり得る期間でないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

兵庫国民年金 事案 2040

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

昭和36年から国民年金保険料を納めてきたが、40年1月から42年3月までの27か月分が未納とされている。38年8月の婚姻以降、保険料は妻が私の分も一緒に支払ってきた。妻は、40年*月に長女、41年*月に長男を出産したが、その間、3回の引っ越しを行っている。そのために保険料が未納になっていた期間があったが、その後、一括して支払ったことを覚えている。保険料の一括支払いはこれまでに何度か行っており、間違いなく支払っていたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の住所は、昭和41年10月31日にB市C区からA市D町に転居したと記録されており、申立人がB市E区に居住していた記録が無いことから、上記の国民年金手帳記号番号で申立人が同市同区に居住していたとする40年1月から41年9月までの期間に国民年金に係る手続を行ったことは確認できず、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、B市E区からA市D町に転居後、夫婦共に43年12月16日に同市で同手帳が再発行されていることから、申立人夫婦が同市で手続を行った時期は同年同月前後と考えられ、B市E区に居住したとする期間のうち、40年1月から41年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する上記の国民年金手帳及び領収書によると、申立人は、昭和44年2月に昭和43年度分の保険料を一括で現年度納付しており、その後、昭和47年5月になって申立期間直後の昭和42年度分の保険料を特例納

付していることが確認できることから、同手帳の再発行時である 43 年 12 月 16 日において、申立期間のうち、41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料のみを過年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人から申立期間の保険料納付に係る具体的な供述は得られない上、申立人が B 市 E 区に居住していたとする期間に申立人の保険料を納付していたとする申立人の姉も既に死亡しているため、当該期間の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私は昭和38年8月の婚姻以降、国民年金保険料を夫の分も含めて支払ってきた。40年*月に長女、41年*月に長男を出産したが、その間、3回の引っ越しを行っている。そのために保険料が未納になっていた期間があるが、その後、一括して支払ったことを覚えている。保険料の一括支払いはこれまでに何度か行ってきた。私は、支払うべきものはきちんと支払いたい性格なので、ルーズな形で放っておくことができない。間違いなく保険料を支払っていたはずなので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年10月31日にB市C区からA市D町に転居したと記録されており、申立人がB市E区に居住していた記録が無いことから、上記の国民年金手帳記号番号で申立人が同市同区に居住していたとする40年1月から41年9月までの期間に国民年金に係る手続を行ったことは確認できず、当該期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、B市E区からA市D町に転居後、夫婦共に43年12月16日に同市で同手帳が再発行されていることから、申立人夫婦が同市で手続を行った時期は同年同月前後と考えられ、B市E区に居住したとする期間のうち、40年1月から41年3月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が所持する上記の国民年金手帳及び領収書によると、申立人は、昭和44年2月に43年度分の保険料を一括で現年度納付しており、その後、47年5月になって申立期間直後の42年度分の保険料を特例納付していること

が確認できることから、同手帳の再発行時である 43 年 12 月 16 日において、申立期間のうち、41 年 4 月から 42 年 3 月までの保険料のみを過年度納付していたとは考え難い。

加えて、申立人から申立期間の保険料納付に係る具体的な供述は得られない上、申立人が B 市 E 区に居住していたとする期間に申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫の姉も既に死亡しているため、当該期間の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 2042 (事案 902 及び 1657 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 42 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 42 年 1 月まで

申立期間当時、勤めていた A 社の社長及び B 事業所の元事業主に、私が同期間に国民年金保険料を納付していたことを証明してもらった。

私の年金加入記録を見れば、50 か月も保険料を払わないことは絶対にありえないことだと思う。今一度、申立てを行うので、しっかり調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の同手帳記号番号は、夫婦一緒に昭和 52 年 8 月 1 日に払い出され、被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとしている申立人の母親は既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であり、ほかに申立人の母親が当該期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 3 月 11 日付けで通知が行われている。

また、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな周辺事情として、申立人が当該期間に国民健康保険に加入していたことをもって、国民年金にも加入

していたと主張し、再申立てを行ったが、i) 申立人が当該期間中に国民健康保険に加入していたとする主張の信^{びょう}憑性はうかがえるものの、申立人が国民健康保険に加入していたことを示す資料、証言等はなく、国民健康保険に加入していたことと国民年金に加入していたことの制度的な関連は無い上、申立期間における国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける具体的な事情は見当たらないこと、ii) C市によると、申立期間当時、国民健康保険と国民年金は担当者を分けて業務を行っており、それぞれ加入の意思表示があった上で加入手続が必要であったことや、保険料の収納方法や納付期別に関しても、同一性は無いことなどから国民健康保険に加入している者が、必ずしも国民年金に加入しているとは限らないとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年6月28日付けで通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな周辺事情として、申立期間当時に勤務していたとするA社の代表取締役及びB事業所の元事業主が、当該期間中に申立人に対して国民年金保険料の納付勧奨を行っていたこと等を記載した文書を発行してもらったことをもって、保険料を納付していたと主張している。

これについて、A社の代表取締役及びB事業所の元事業主に対して聴取したところ、両氏は、「申立人が勤務している期間において、国民年金に加入するように勧奨していた。」と供述しており、また、A社の代表取締役は、「申立人から納付の報告を頻繁に受けていた。」と供述しているが、いずれも口頭による勧奨及び報告である上、両氏は、申立人の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから具体的な状況は不明である。

さらに、申立人が、A社に在籍していたとする期間に、同社に在籍していた元同僚の3人の国民年金記録によると、このうち二人の元同僚は、いずれも同社での在籍期間中において保険料の納付記録を確認することができない上、他の一人の元同僚は、同社に在籍していた期間（昭和38年11月から）に国民年金保険料を納付済みであることが確認できるものの、同社に入社する以前（38年5月）から国民年金に加入して保険料を納付していることが確認でき、加えて、申立人が同社を退社後に入社したとする元同僚についても、同社に在籍期間中に国民年金保険料の納付記録を確認することができないことから、同社従業員が、同社代表取締役の国民年金への加入勧奨により、国民年金に加入した事実は確認できない。

これらのことから、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から56年9月までの国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から56年9月まで

私は、昭和53年に高校生の息子から国民年金の加入を勧められ、A市民センターで国民年金の加入手続を行い、付加保険料を含め国民年金保険料を納付した。

また、私が国民年金に加入してから、妹に加入を勧めたので、妹の加入日が昭和53年4月14日であるのに、私の加入日が56年10月19日とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和56年11月28日に払い出されていることが確認でき、当時の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年10月19日に任意加入被保険者として国民年金の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上記被保険者台帳によると、昭和56年9月の欄には、「今月迄不要」の押印が確認でき、国民年金の任意加入被保険者は、遡って国民年金に加入することができないため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含め納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年10月まで

私は、母親の勧めもあり、昭和46年3月頃に役場に赴いて、住民課の窓口で国民年金の加入手続及び保険料納付を行っており、母親から借りて年度ごとに一括で保険料を納付した。

また、国民年金手帳及び領収書は、後日、送付するとのことだったので、窓口では受け取っていないが、確かに申立期間の国民年金保険料は納付しており、年金事務所から回答された年金記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年3月頃に、A町役場で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は48年12月17日に払い出されていることが確認できるものの、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立人が主張する加入時期と相違する。

また、A町役場の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和48年11月20日に国民年金被保険者の資格を取得して、同月から国民年金保険料を納付していることが確認でき、国民年金被保険者台帳の記録と一致している上、そのいずれにおいても、申立期間は未加入となっていることから、申立人が申立期間の保険料を納付できた事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から46年3月までの期間、54年4月から平成8年3月までの期間及び13年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から46年3月まで
② 昭和54年4月から平成8年3月まで
③ 平成13年4月から15年3月まで

私は、20歳になった頃、A市のB出張所で国民年金の加入手続を行った。

加入当初の1、2年は公民館で集金人に保険料を納付し、年金手帳に検認印を押してもらっており、昭和40年頃からは、B出張所まで出向いて1年間の保険料をまとめて納付していた。

また、婚姻期間中についても、自分の保険料は自分自身で欠かさず納付しており、何度か転居しているが、転居後も保険料は納付してきた。元夫が厚生年金保険に加入している期間についても、私は保険料を納付していた。

年金記録を確認したところ、保険料を納めていたにもかかわらず、長期間にわたり未納期間とされている上、免除期間とされている期間があったが、申立期間当時は経済的な問題は無く、未納や免除とされていることに納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳となった昭和38年*月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は46年6月24日に払い出されていることが確認できるが、38年*月頃に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出日において、申立期間①のうち大部分は時効により納付できない期間となる上、当該期間のうち一部は過年度保険料として納付が可能

であるところ、申立人は申立期間①の保険料を出張所等で現年度納付したとしており、A市によると、出張所を含む市の窓口では、国庫金となる過年度保険料を収納することは無かったとしている。

- 2 申立期間②のうち昭和54年4月から61年3月までについて、申立人は自身で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立期間②のうち55年4月から60年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間は元夫と共に申請免除の承認期間とされており、A市によると、申請免除は毎年手続が必要であり、申請なく申請免除が承認されることは無かったとしている。

また、上記期間の納付状況は、申請免除が承認された以外の期間については、元夫と共に未納期間と記録されており、84か月と長期間にわたり事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

さらに、申立期間②のうち昭和61年4月から平成8年3月までについて、申立人は、元夫が厚生年金保険に加入している期間を含め自身で国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人は、元夫が昭和61年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同年同月に第3号被保険者に該当しており、平成4年3月30日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更が、8年4月30日に入力処理されていることが確認できることから、その時点まで、当該期間は全て第3号被保険者期間として取り扱われていたことから、申立人に対して国民年金保険料の現年度納付書が発行されていなかったものと推認される。

- 3 申立期間③について、C市の国民年金被保険者名簿によると、当該期間は未納期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、申立期間③は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納業務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

- 4 申立人は、口頭意見陳述において、申立期間全ての国民年金保険料を申立人の母親及び申立人自身が納付していたはずであると主張しているが、申立期間は合計317か月であり、金融機関等で納付した記録も含め、同一人に対して長期間にわたり納付記録が欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から平成3年5月まで
実家の自営業の手伝いをしていたとき、母親がA市役所で国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたはずなのに未納とされていることに納得できない。証拠となるような資料は、災害の時に家が全焼してしまったので残っておらず、母親はもう高齢で病気になり当時の状況についても記憶が無いが、市役所の記録が改ざんされたのではないかとも思っているのでよく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年頃に、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成5年2月18日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記払出しの時点において、申立期間のうち昭和58年4月から平成2年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、3年1月から同年5月までの期間については、過年度保険料として納付が可能な期間であるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は高齢のため、国民年金保険料の具体的な納付の状況を確認することができない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から平成3年3月まで

私は、「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。

申立期間の国民年金保険料については、通帳等にその用途を書き込んでいた^き几帳面な母親から、私が20歳になったときから国民年金に加入し、保険料を一括して納付したと聞いており、当時、その通帳を見せられた記憶があるにもかかわらず、納付記録が無いという年金事務所の回答には納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったときから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成3年4月23日に払い出されていることが確認できるところ、学生は3年4月に国民年金の強制適用となる以前は任意加入の対象者であり、申立人は昭和63年4月から平成5年3月まで大学生であったとしていることから、任意加入の対象となる申立期間について、制度上、遡って国民年金に加入し、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成3年4月に国民年金被保険者の資格を取得しており、申立期間については未加入期間と記録されていることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとしている母親は、既に死亡しているため、当時の状況を確認することはできない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計

簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から62年3月まで

私は、それまで勤めていた会社が倒産し、昭和60年11月16日に解雇となり、生活の不安はあったが、将来のことを考えて国民年金に加入した。加入手続は、A市役所で私が妻の分と一緒にいき、その場で納付書をもらい、A市の郵便局か銀行で納付したが、61年以降は市役所から送られてきた納付書で郵便局か銀行で納付していた。領収書は、確定申告のときに税務署へ提出してしまったので証拠は無いが、納付していたことは間違いないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐの昭和60年11月頃に、A市役所で国民年金の加入手続を夫婦共に行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は62年6月11日に払い出されていることが確認できることから、申立人が主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人は、申立期間のうち昭和61年1月以降の国民年金保険料は、市役所から送られてきた納付書で、郵便局か銀行で夫婦二人分を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間直後の62年4月以降の国民年金保険料については3か月ごとに、夫婦同一日に納付していることが確認できるものの、申立期間は夫婦共に未納と記録されている上、当該期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能であるが、申立人には、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。

さらに、A市の国民年金資格・検認情報資料によると、申立期間は夫婦共に未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年11月から62年3月まで

私の夫は、それまで勤めていた会社が倒産し、昭和60年11月16日に解雇となり、生活の不安はあったが、将来のことを考えて国民年金に加入した。

加入手続は、A市役所で夫が私の分と一緒にいき、その場で納付書をもらい、A市の郵便局か銀行で納付したが、61年以降は市役所から送られてきた納付書で郵便局か銀行で納付していた。領収書は、確定申告の時に税務署へ提出してしまったので証拠は無いが、納付していたことは間違いないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が会社を退職後すぐの昭和60年11月頃に、A市役所で申立人の夫が国民年金の加入手続を夫婦共に行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は56年10月19日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の夫の同手帳記号番号は62年6月11日に払い出されていることが確認でき、申立人の夫が、60年11月16日付けで厚生年金保険の資格を喪失したことに伴う国民年金の加入手続を、この頃に行ったものと推認できることから、申立人が主張する加入手続の時期と相違する。

また、申立人は、申立期間のうち昭和61年1月以降の国民年金保険料は、市役所から送られてきた納付書で、申立人の夫が郵便局か銀行で夫婦二人分を納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人夫婦は、申立期間直後の62年4月以降の国民年金保険料については3か月ごとに、夫婦同一日に納付していることが確認できるものの、申立期間は夫婦共に未納と記録されている上、当該期間の保険料は過年度保険料として納付することが可能

であるが、申立人夫婦には、申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無い。

さらに、A市の国民年金資格・検認情報資料によると、申立期間は夫婦共に未納と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から52年3月まで

両親から、私の国民年金保険料は全部納めてきたと聞いていたが、年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。

市役所の事務処理や社会保険事務所(当時)で年金記録をコンピュータに入力する際に不備があった等、記録の改ざんがあったと思うので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期等については分からないが、両親が納めてくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月13日に払い出されていることが確認でき、払出し時点において、申立期間のうち大部分は時効のため保険料を納付できなかった期間となる上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳及びA市の収滞納一覧表のいずれにおいても、昭和52年4月以降の国民年金保険料の納付記録は確認できるものの、申立期間の納付については確認できない。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、その納付を行って来ていたとする申立人の両親から、申立期間当時の状況について聞き取ることができないとしている上、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年8月から同年11月までの期間及び11年1月から12年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月から同年11月まで
② 平成11年1月から12年3月まで

私は、平成10年頃は大学院生であり、A県で独り暮らしをしていたので、当時の国民年金保険料はB市に住んでいる両親に納付してもらっていた。その頃両親は、私と弟の二人分の保険料を納付することに苦労していたが、まとめて20数万円の保険料を納めたこともあり、なんとか完納できて安心したと聞いている。

記録を確認したところ、私の2年近くの期間が未納とされていることが分かった。母親は、未納通知を受け取ってB市役所に相談したら、この期間の保険料は市役所では受け取ることができないと言われたことを鮮明に覚えていると聞いた。記録を見ても、弟は未納無く保険料が納付されているのに、兄である私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、平成11年11月10日付けでC社会保険事務所（当時）から発行された、申立期間①及び②の一部である同年1月から同年3月までの国民年金保険料の未納に対する国民年金集合徴収案内状を受け取ったので、B市役所で相談し、申立期間①及び②の保険料を納付したと主張しているが、申立人の母親は、当該期間の保険料の納付方法について具体的な記憶は無い。

また、オンライン記録によると、申立人及びその弟は平成10年8月以降の国民年金保険料に未納期間があったことが確認できるところ、申立人の弟は、同年同月から11年9月までの保険料を12年7月19日に過年度納付していることが確認できるが、申立人は、同年3月30日付けでB市からD市に住所変

更していることが確認できることから、申立人の母親が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を、B市で過年度納付した事情がうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、平成13年10月10日付けで申立人に対して過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、当該日において、時効期限内となる申立期間②のうち11年9月から12年3月までの期間に未納期間があったことが確認できる。

加えて、申立期間①及び②については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納業務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、申立人の母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から51年3月まで

私は、18歳から親のA店の後を継いで商いを営んでいたもので、年金に入らなくてもお金を貯めていれば関係無いと考えていたが、結婚して子供が生まれた約1年後の昭和53年9月に、客であるB氏が来店して、「国民年金に特例ができたので、今、加入したら得です。」と言われ、私は妻と一緒に加入することにした。同氏は、当時50歳代後半の女性で、国民年金保険料の集金人をしていた。同氏に加入の手続を全て任せていたので、私たち夫婦は市役所に行くことなく加入することになり、同氏に夫婦二人の未納分の保険料を算出してもらうように頼み、2、3日後に20万円を超える金額を支払って、5、6センチ四方の仮領収書を受け取った覚えがある。商売をしていて、手元に現金を置いていたので、すぐに保険料を支払うことができた。

その時の領収書は、約3か月後の隣家の火災で私の家も全焼してしまい残っていないが、あの時、同氏から、「20歳からきちんとしてきたからね。」と言われた言葉が忘れられない。

最近、送られてきた通知で、遡って払った保険料は2年分であると分かり、申立期間が未納となっているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、夫婦連番で昭和53年9月に払い出されており、この頃に参加したものと推認できる。当該時期は第3回特例納付実施期間（同年7月から55年6月まで）であり、申立人は、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったが、国民年金被保険者原票及びC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和51年度及び52年度の保険料を昭和53年9月26日に過年度納付したとす

る記載が確認できるものの、申立期間について特例納付を行ったとする記載は無く、同原票及び同名簿の記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、国民年金の加入時に、夫婦二人分として20万円を超える金額の保険料をまとめて納付したとしているところ、同時期に夫婦が納付したと確認できる現年度保険料（夫婦二人分の昭和53年4月から同年8月までの期間）及び過年度保険料（申立人の51年4月から53年3月までの期間及び申立人の妻の51年7月から53年3月までの期間）の金額は計10万9,500円であり、これに申立期間（84か月）の保険料を第3回特例納付（1か月の保険料額4,000円）により納付した場合に必要な金額の33万6,000円を合わせる^{かいり}ると計44万5,500円となり、申立内容と大きく乖離する。

さらに、申立人は、国民年金の加入時に自宅付近の路地で特例納付を勧奨された集金人に保険料を渡したとする詳細で具体的な記憶を有しているが、記録上、夫婦は、加入時に過年度保険料及び現年度保険料をまとめて納付していることが確認でき、集金人に保険料を納付したとする具体的な記憶を有していても不自然ではなく、申立人が主張する20万円を超える金額についても、これを裏付ける具体的な状況は確認できない。

このほか、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年3月まで

亡くなった私の父親は堅物で何事もきっちりしており、私の国民年金の手続も間違いなく行ってくれていた。私の結婚式は、昭和48年3月*日だったが、婚姻届は同年4月*日に提出し、国民年金の変更手続は、同年5月7日にA町役場（現在は、B市）で行った。その数日前に、父親から年金手帳を預かり、これを持って役場に行くようにと言われていた。役場で手続をした際、年金手帳が新しく発行され、「これで良いのかな。」と思った記憶がある。当時は若くもあり、それほど深刻に考えておらず、役場が発行してくれたのだからと思っていた。当時の窓口担当者を捜し出してこれを確認してほしい。父親の厚意を無にしないためにも、調査して記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和48年5月7日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は同年4月15日に加入手続を行ったものと推認できることから、この時点において申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない期間となる上、申立人は、当該時期に保険料を遡って納付したとする記憶は無い。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、当該加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の両親は既に死亡しており、具体的な状況が不明である上に、申立人が申立期間に居住していたC市によると、申立人（旧姓を含む。）の国民年金被保険者名簿及び納付記録は存在しないとしており、申立期間に係る保険料の納付記

録は確認できない。

さらに、申立期間に申立人と同居していた申立人の兄は、申立人と同様にその両親が国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとしているところ、その兄についても、20歳から国民年金に加入しておらず、申立期間は、申立人と同様に保険料が未納となっている。

このほか、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の両親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から平成2年3月まで

私は、申立期間当時はA大学に在籍していたため、親元から離れ、B県内で下宿していた。国民年金の加入については、任意ではあるが加入した方がよいとのことで、両親の判断で保険料を納付してくれていたようだ。父は既に他界し、母は病気のために当時の詳細は不明であるが、両親が納付してくれていたはずなので、年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、学生は任意加入であったが、申立人の両親が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成2年4月から加入した厚生年金保険被保険者の記号番号で付番されていることが確認できるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間と記録されていることから、申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与していないとしている上、その加入手続き及び保険料の納付を行ってくれていたとする申立人の父親は既に死亡しており、申立人の母親は病気のために証言できないとしているため、申立期間の具体的な納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和47年頃は、家業を手伝いながら夜間大学に通っていた。身の回りのことは母親に任せていたので、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと思う。それは私が大学に入学した18歳の頃に、母親が「20歳になったら国民年金に入らないといけない。」と話していたことを覚えているからである。現に姉も国民年金に加入し保険料を納付しているのに、長男である私が国民年金に加入していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和47年頃に、申立人の母親が申立人の国民年金加入手続きを行い、申立人を含めた家族の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の母親及びその姉に対して同手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、既に死亡しており、当時の具体的な状況を確認することができない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から2年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から2年5月まで

両親は以前から国民年金に加入しており、私が20歳になった際、母親が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。平成元年当時は、親の仕事を手伝っていたが、母親がアルバイト代から国民年金保険料と税金を引いて納めてくれていた。災害で当時の領収書等を紛失しており、資料を提出することはできないが、母親が私の国民年金保険料を納めてくれていたのは間違いないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった際、母親が申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間と記録されており、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、その保険料を納めてくれたとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年8月から平成元年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年8月から平成元年7月まで

私は、昭和63年8月に出産準備のため会社を退職したが、雇用保険を受給したことにより、国民年金の第3号被保険者になれないとA社会保険事務所(当時)で説明を受けていたため、雇用保険の受給が終わった平成元年8月22日以降に、同社会保険事務所へ赴き第3号被保険者への切替手続きを行い、その後、国民年金保険料をまとめて10万円前後支払った。ところが、ねんきん特別便を見ると申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月以降に、第3号被保険者への種別変更の届出を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の同年8月23日付けの第3号被保険者の種別変更に係る処理は、2年11月26日に入力されていることが確認できることから、申立人は、この頃に当該届出を行ったものと推認される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として10万円前後を、A社会保険事務所で一括して納付したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人に対して平成2年12月3日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、申立期間のうち昭和63年8月から同年10月までは時効により保険料を納付することができない期間となるため、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したとする主張と相違する上、A年金事務所によると、申立人の住所地はB市であるため、住所地の管轄はC社会保険事務所(当時)となり、申立期間当時は管轄外に居住する者の過年度保険料を収納することはできなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年6月まで

私が20歳になった昭和55年*月頃に、任意加入であるにもかかわらず、私の母親が、A市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として毎月3,770円を銀行で納付してくれていた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和60年8月31日に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、オンライン記録及びA市の国民年金収滞納一覧表により、申立期間は、未加入期間であることが確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私の国民年金記録は、昭和51年度及び52年度の保険料が未納となっているが、約8年前に新聞で「自分の年金記録を知っておいた方がいい。」との記事を見て、A町役場へ問い合わせたところ、「全部納付している。」との答えだった。その後、別件で同町役場へ出かけた際にも確認したが、やはり同じ答えだった。今回、未納期間があることを知り、大変驚いている。同町役場に聞くと、国民年金記録の書類は全部処分して残っていないと言われた。

その頃は、亡くなった父親が保険料を納付してくれていたのでは領収書もどこにあるのか分からない。大学を卒業した51年度から納付しているはずなので、詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和53年10月に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、この時点で、申立期間の保険料は過年度納付によらなければ納付できない期間となるどころ、申立人に係る国民年金被保険者原票によれば、加入手続を行った時点で現年度納付が可能であった同年4月から同年9月までの6か月間の保険料について、翌年の54年9月に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については過年度納付の記録を確認することはできず、同被保険者原票の記載内容に不自然な点は見られない上、上記の過年度納付した同年9月の時点では、申立期間のうち昭和51年度については時効により納付できない期間となるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を遡って納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金への加入手続や保険料の納付については、申立人

の父親が全て行ってくれていたとしており、申立人はこれらに直接関与していない上、その父親は既に死亡しているため、国民年金への加入手続や保険料納付に関する具体的な状況が不明である。

さらに、申立人及びその父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで

私は夫の転勤により、昭和59年8月にA市からB市へ転居し、同市役所の窓口で国民年金の転居手続を行った。また、同時にC銀行（現在は、D銀行）E支店で普通預金口座を開設し、国民年金保険料の口座振替手続も行った。しばらくして、同市年金担当課から連絡を受け、60年1月18日に同市役所の窓口で未払いであった国民年金保険料を納付した。

私は、現在、B市から発行された「国民年金保険料口座振替納付について」のはがきを所持しているが、そのはがきには、昭和60年4月から口座振替が開始されることが記載されているのに、私の年金記録では、その期間も含めて申立期間の保険料が納付されていないことになっている。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格記録について、申立人が所持する年金手帳、B市の国民年金マスターチェックリスト及び国民年金被保険者原票のいずれにおいても、昭和60年1月18日に被保険者資格を喪失していることが確認できることから、制度上、申立期間は未加入期間となり、申立人は被保険者として取扱われておらず、保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人が所持するB市の発行した「国民年金保険料口座振替納付について」のはがきには、保険料の口座振替が昭和60年4月から開始される旨が通知されているものの、申立人が当該口座振替手続を行った時期は不明であり、同市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表によれば、59年7月から同年12月までの保険料を上記の60年1月18日に納付していることが確認できるのに対し、申立期間である同年1月から61年3月までの期間については、被保険者

資格の喪失を示す「ソ」の記号が記録されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年3月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年3月まで
② 平成5年6月

私が20歳になった頃、国民年金への加入勧奨のはがきを送付されてきたので、平成4年12月頃、母親がA市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、領収証書があるにもかかわらず未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、平成4年12月頃、母親が国民年金の加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の同手帳記号番号は、平成7年5月17日に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点において、申立期間①の国民年金保険料は、既に時効により納付することができない期間である。

なお、上記の申立人の国民年金への加入時点において、時効にかからず納付可能な平成5年4月及び同年5月の国民年金保険料が7年5月17日に納付され、5年7月及び同年9月から7年3月までの保険料が納付日不明であるが遡って納付されていることが、オンライン記録から確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成7年8月7日に納付した領収証書を所持しているが、オンライン記録によると、当該納

付は時効による過誤納付として、その時点において未納であった5年8月の保険料に7年8月18日付けで充当されていることが確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から62年3月まで

昭和49年頃、私が国民健康保険の加入手続のためA市役所に行ったとき、窓口の担当者に国民年金の説明を受けたので、国民年金の加入手続を行った。

それ以後、郵便局で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、申立人が62年4月に厚生年金保険に加入したことに伴い払い出された記号番号で付番されたことが確認できるが、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を郵便局の窓口で納付していたと主張しているが、156か月の長期間にわたり、国民年金の納付記録が連続して欠落するとは考え難い。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を市役所で行った記憶はあるものの、年金手帳の交付及び納付金額等に関する明確な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私が20歳になった昭和59年*月に、母親がA市役所へ私の国民年金の相談に行ったところ、学生であれば国民年金保険料を納めなくてもいいと説明を受け、そのときは納めなかった。

昭和60年3月に短大を卒業し、同年4月に研究生となったので、その時から両親がB銀行(当時)C支店で国民年金保険料を納めてくれていたが、61年4月からアルバイトをするようになり、それ以降は自分でD信用金庫で保険料を納めるようになった。

年金手帳には、資格取得日が昭和60年4月となっているのに、記録上は61年4月からの納付となっており、加入当初の1年間は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年*月に、申立人の母親がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料は短大を卒業後の60年4月から納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は61年7月11日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付することはできない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る名簿は昭和61年7月1日に作成されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できるところ、その時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、当該期間の保険料を遡

って納付した記憶は無いとしている上、上記名簿の検認記録欄を見ると、昭和60年度は空欄となっていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から55年3月まで

昭和48年4月に自宅へA市の職員が訪れたので、私は母親と一緒に国民年金に加入し、保険料を払い始めた。昭和48年度から約10年間は保険料を前納し、母親が月5,000円ぐらいの保険料を払っていたと思うが、私は月6,000円ぐらいの時期から記憶がある。保険料は、郵送された納付書でA市内の銀行、郵便局及び市役所の窓口で母親が納めてくれていた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和55年12月17日に払い出されていることが確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日及びA市の基礎年金被保険者台帳の申立人に係る資格得喪欄の資格取得届出日から、申立人は同年11月26日頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間となる上、同被保険者台帳及び国民年金被保険者原票の記録から、申立人は、加入手続を行った年度の当初月である同年4月から保険料を現年度納付していることが確認できるものの、申立期間の保険料を過年度納付した記録は確認できず、同被保険者原票の記載内容に不自然な点は見られない。

また、申立人は、昭和48年4月に申立人の母親と同時に加入手続を行ったと主張しているが、A市の国民年金被保険者台帳によると、その母親は、任意加入被保険者として50年12月19日に資格を取得しており、申立人と加入時期が異なることが確認できる上、申立期間のうち、48年4月から同年7月までの期間は、申立人は20歳前の期間であるため、制度上、被保険者になることができない期間である。

さらに、申立人は、その母親が、申立期間に月額約 5,000 円の保険料を前納していたことを記憶していると主張しているが、国民年金保険料の月額が初めて 5,000 円を超えたのは申立人の加入記録が確認できる時期以降の昭和 57 年度 (5,220 円) であり、申立期間当初の 48 年 4 月は月額 550 円、申立人の母親の加入時期である 50 年 12 月は月額 2,200 円であることから、申立人の主張内容とは一致しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、全て申立人の母親が行っていたとしているところ、その母親は高齢等のため、具体的な供述を得ることができず、詳細は不明である。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から平成6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から平成6年1月まで

私は、現在、76歳である。公的年金の加入期間が受給要件を満たさないとの理由で年金を受け取っていない。私は、これまで、A業として仕事一筋で生きてきた。確かに、年金に対する認識が無かったこともあり、年金について市に相談することも無かったが、そんな私も、昨今の年金記録問題を耳にすると、私の年金記録も漏れているのではないかと思う。私の妻によると、地区の婦人会が国民年金保険料を集めており、妻の保険料と一緒に私の分も払っていたと言っている。このままでは、今まで支払った保険料が払い損となってしまう。よく調べて、年金を受け取れるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和57年1月17日以降の申立期間について、申立人の妻が、地区の婦人会にその妻の分と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、B市の国民年金台帳によると、申立人は、厚生年金保険被保険者資格を取得したことを理由として53年8月1日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した記録は確認できず、当該記録は、申立人の国民年金被保険者原票の記載内容と一致する上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、申立人は国民年金被保険者として取り扱われておらず、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から51年3月まで
亡くなった私の父親が、昭和41年3月頃に、A市B区役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと聞いており、現在所持しているオレンジ色の年金手帳一冊だけを父親から受け取った。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が昭和41年3月頃にB区役所で、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和51年2月16日に払い出されていることが確認できることから、この頃に申立人は国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間の大部分は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の納付状況が不明である上、申立人は、その父親からオレンジ色の年金手帳一冊だけを渡されたとしているが、オレンジ色の年金手帳は、昭和49年度から使用された手帳であり、申立期間当時の年金手帳（国民年金手帳）とは相違する。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 45 年 1 月まで

私は、同級生の紹介により、A社（現在は、B社）に就職し、申立期間において商品の検査業務をしていた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、「申立人に係る人事記録は確認できない。」と回答している上、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者である元従業員 38 人に照会し、22 人から回答があったものの、全員が申立人を記憶していないと供述しており、申立人も、元同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、上記回答者のうちの一人は、「昭和 43 年 1 月に入社した従業員の氏名が記載されている社内報を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、不自然な記載も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月頃から 47 年 1 月 10 日まで
私は、昭和 40 年 4 月から 47 年 7 月まで A 社に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録は 47 年 1 月からとなっている。先輩及び後輩も同社において厚生年金保険に加入していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している A 社が発行した昭和 45 年 1 月 11 日付けの表彰状に、「当社に勤務すること 5 年の永きにわたりその間終始一貫業務に専念されました。」と記載されていることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社は、昭和 47 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、申立人、申立期間当時の事業主及び申立人が記憶する元同僚 3 人は、申立人と同様、同社が適用事業所となった同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記元同僚 3 人のうちの 1 人は、「申立期間当時、A 社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったと思う。私は、その期間、国民年金に加入しており、適用事業所となるまでは、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、これら元同僚 3 人は、いずれも申立期間において国民年金被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月頃から2年1月4日まで

平成元年8月頃から3年11月21日までA社で継続して勤務していたのに、厚生年金保険の記録が2年1月4日からしか確認できない。元同僚は、入社
の3か月後から厚生年金保険の記録が確認できるのに、私は5か月後からしか
確認できず、試用期間があったことは認めるが、元同僚より期間が長いこと
に納得できない。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた20人に申立人の勤務状況について照会し、16人から回答があったところ、そのうち10人が申立人のことを記憶しており、当該10人のうち、平成元年9月1日及び同年同月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚二人は、「私が入社した時には、既に申立人は勤務していた。」とそれぞれ回答していることから、申立人は同年8月には当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記16人のうち、申立人が記憶している元同僚二人を含む複数の元同僚は、「数か月の試用期間があった。」とそれぞれ回答していることから、申立期間当時、当該事業所は従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成2年1月4日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、3年11月21日に同資格を喪失していることが確認できる上、A社は、「申立人の申立期間に係る資料は保存期間が7年であり、確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生

年金保険料の控除については確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月頃から平成 5 年 6 月頃まで
② 平成 5 年 8 月 1 日から 8 年 7 月頃まで

申立期間①について、当時、私はA事業所で、部長として朝から晩まで休みなく勤務していた。B社では役員として所属していたため、記録が重複しているが、両方の会社の給与から保険料は控除されていたため、記録が無いことに納得できない。

申立期間②について、当時、私はC社で勤務していた。同社には友人の紹介で入社し、災害の時に被災者へブルーシートを配って歩いたことも覚えている。給与から保険料が控除されていたため、記録が無いことに納得できない。

申立期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、元同僚等の証言により、期間は特定できないものの、申立人は申立期間において、A事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所に係るオンライン記録によると、当該事業所は、平成元年10月2日に、事業主が従業員の過半数の同意を得て、厚生年金保険の任意包括適用事業所になったことが確認できることから、申立期間のうち、昭和61年4月頃から平成元年10月1日までの期間において、当該事業所は適用事業所の要件を満たしていなかったことが確認できる上、元同僚は、「A事業所は、設立当初、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。そのため、給与から保険料は控除されていなかった。」と証言している。

また、申立期間のうち、平成元年10月2日から5年6月頃までの期間については、申立人が記憶している元同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者もみられる上、関連会社であるB社の登記簿謄本で確認できる取締役全員は、A事業所においても勤務していたと申立人は供述

しているところ、申立人を含む取締役全員について、B社が適用事業所となった2年7月1日から当該事業所における厚生年金保険被保険者記録を確認することはできるものの、A事業所における同被保険者記録を確認することはできない。

これらのことから判断すると、事業主は、当時、A事業所において勤務する全ての者について厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、オンライン記録により、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる13人及び関連会社B社に係る同被保険者記録が確認できる8人（元代表取締役、取締役並びにA事業所及びB社の給与計算担当者を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、4人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言や証拠は得られない。

2 申立期間②について、申立人は、「当該期間において、C社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時の在籍者リストに該当する者がいないため、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と回答している上、申立人は当時の上司及び元同僚の氏名を覚えておらず、当該事業所における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる11人に、申立人の勤務及び厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答があったものの、申立人の勤務実態を確認することができない上、そのうちの一人は、「当該事業所は、全ての従業員について、必ずしも入社当初から社会保険に加入させてはいなかった。」旨の証言をしている。

3 申立期間①及び②について、申立人が主張する事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない上、申立人が主張する事業所に係るオンライン記録においても申立人の氏名を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 5 日から同年 11 月 3 日まで

私は、母親の知人の紹介により、申立期間において、臨時職員としてA事業所に勤務していた。その後に勤務した他の事業所では厚生年金保険の加入記録が有るが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、A事業所は、「申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できず、当時の取扱いとしては、臨時職員が必ずしも厚生年金保険に加入していたとは限らない。」と供述している。

また、申立人は申立期間当時の同僚4人の氏名を記憶しており、このうち個人が特定できた同僚一人に照会を行ったが回答が得られず、当該同僚も申立期間において申立人と同様に厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 33 年 4 月まで
② 昭和 33 年 5 月から 34 年 6 月まで
③ 昭和 34 年 6 月から 36 年 10 月まで
④ 昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月まで

申立期間①については、私は中学校卒業後の昭和 32 年頃に母の紹介で A 社に入社し、1 年程度、仕事をした。

申立期間②については、昭和 33 年頃、B 社（現在は、C 社）へ転職し、1 年程度、仕事をした。

申立期間③については、昭和 34 年頃、義兄が働いていた D 社に転職して、2 年程度、仕事をした。

申立期間④については、昭和 38 年頃、E 社に就職し、1 年程度、仕事をした。

申立期間①から④までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶している A 社の所在地及び職務内容は、A 社の商業登記簿謄本により確認できる同社の本店所在地及び目的と一致することから、申立人が当該事業所で勤務していたこととはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる同社の本店所在地及び代表社員の住所に、照会文書を送付したものの、あて所に尋ねあたらないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は、A 社における複数の元同僚の名前を挙げているものの、

氏名の一部のみの記憶で個人を特定できないため、当該元同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社に当該期間と年金記録のある昭和36年11月1日から37年10月31日までの期間の2回勤務した。」と主張している。

しかしながら、B社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に申立人の氏名（当時、使用していた可能性のある「G」を含む。）の記載は無い上、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、C社によると、「申立人に係る人事記録等の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間②当時の勤務実態等について確認できない上、オンライン記録により、申立期間②当時にB社F支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる39人に照会したところ、16人から回答があったものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況に関する証言が得られない。

さらに、B社F支店の複数の元従業員が「当時、日雇い勤務者が多数おり、その者は厚生年金保険に加入していなかった。」、「入社当初は見習い等の者は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨証言している上、申立期間②当時の経理担当者及び現場主任は、「厚生年金保険に加入していない者の給与から保険料を控除することは無かった。」とそれぞれ証言している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「D社で勤務した。」と主張しているところ、申立人が記憶している元同僚の氏名及び事業所の所在地から、申立人が勤務していた事業所は、H社（現在は、I社）であり、同社の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないものの、申立人は同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、I社によると、「申立人に係る人事記録及び賃金台帳等の資料は残っていない。」と回答している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人が記憶している元同僚4人のうち、3人は死亡又は所在不明であり、オンライン記録により、申立人が記憶する元同僚一人を含む申立期間③当時にH社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し連絡先の判明した4人に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、二人から回答があったものの、申立人の申立期間③における厚生年金保険の加入や保険料控除を裏付ける証言等は得られない。

さらに、申立人は、「申立てに係る事業所の正社員は30人程度であった。」と供述しているところ、複数の元同僚は、「申立期間③当時の正社員は20人程度であった。」と供述しており、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者得喪処理表及び同原票によると、申立期間③当時の被保険者数は10人から16人であることから、申立期間③当時、同社では、必ずしも全ての従

業員について厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間③に申立人の氏名（当時、使用していた可能性のある「G」を含む。）の記載は無い上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健保記号番号索引簿において、整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人は、「E社で勤務していた。」と主張しているところ、同事業所の取引先であったJ社の元従業員の証言により、期間は特定できないものの、申立人はE社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、E社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、所在地を管轄する法務局において、同事業所の商業登記簿も見当たらない。

また、昭和38年8月頃にE社で勤務したとする者によると、「同事業所は厚生年金保険に加入しておらず、給料から保険料は控除されなかった。」と証言している上、オンライン記録によると、J社の元従業員が記憶する上記とは別のE社の勤務者について、同事業所に係る厚生年金記録は無い。

さらに、申立人は、「E社の従業員数は4人程度であった。」と供述している上、昭和38年8月頃に同事業所で勤務したとする者及びJ社の複数の元従業員は、「E社は個人事業であり、従業員数は2、3人程度であった。」と証言していることから、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となるべき要件である従業員数（常時5人以上）を満たしていなかった可能性がうかがえる。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 9 月に A 社（法人登記簿謄本によると、申立期間当時は B 社であり、その後、C 社）へ入社し、D 営業所で営業の仕事をしていた。基本給に売上に応じた歩合が支給されるという不安定な給与体系であったため、53 年 7 月 31 日に退職した。当該勤務期間の年金記録が欠落しているため、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した E 社が保管する申立人に係る履歴書によると、昭和 52 年 9 月に A 社に入社したとする記載が確認できる。

しかしながら、C 社の事業を引き継いだ F 社によると、「保存年限経過により、申立人に係る人事記録等の資料は保管していないが、申立人が記憶する給与体系であれば、販売委託契約という、いわゆる外交員のようなもので、厚生年金保険には加入していなかった可能性があり、また、雇用契約であっても、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたとは限らない。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有し、所在が確認できた 33 人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会し、21 人から回答があったところ、複数の元従業員が記憶する自身の入社時期と厚生年金保険の加入時期が 2 か月から最大 3 年 2 か月相違する上、「入社当初は、歩合給制で固定給はわずかしがなく、厚生年金保険料は控除されていなかった。」、「セールスで入社した人は歩合給であり、厚生年金保険に加入していなかった。」等の証言があることから、同社では申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、G健康保険組合によると、申立人が同組合の被保険者であったことは確認できないと回答している上、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

加えて、申立期間当時、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間に整理番号の欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、履歴書の職歴に空白の日をつくると次の転職や年金に不利であると聞いていたので、昭和 43 年 1 月 31 日まで A 社 (現在は、B 社) に勤務した。このことは C 学校が保管していた履歴書で分かると思う。職歴に空白ができないように努力したにもかかわらず、同社での年金記録では、最後の 1 か月が空白となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 1 月 31 日まで A 社に勤務した。」と主張しているところ、C 学校が保管する申立人の履歴書によると、同年 1 月 31 日に同社を退社した旨の記載が確認できる。

しかしながら、B 社は、「資料としては健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書しか残っていないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務期間を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 10 人のうち、連絡先の判明した 6 人に対し申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、3 人から回答があったが、3 人とも申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記の被保険者名簿により、申立人と同様に月末に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員 3 人を把握し聞き取りを行ったところ、3 人とも「資格を喪失した月の給与から厚生年金保険料が控除されていたかについては分からない。」と証言している。

加えて、D 健康保険組合によると、申立人の同組合に係る加入記録は昭和

42年4月1日から43年1月31日までの間であるとしており、厚生年金保険の記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 6 日から 43 年 8 月 6 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に、A 社（現在は、B 社）に入社し、1 年以上は勤務していた記憶がある。

年金記録では、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 42 年 8 月 6 日となっているが、43 年 8 月 6 日の間違いだと思うので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間始期の昭和 42 年 8 月から 43 年 4 月までの期間に、A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 22 人に照会したが、回答があった 12 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人と同じ 42 年 3 月に同社に入社したとする元同僚 3 人の証言からも、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できない。

また、申立人の雇用保険の記録はオンライン記録と一致している上、上記の元同僚 3 人の雇用保険の記録もオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、B 社は、「申立期間当時の人事記録等の資料は残っておらず、当時の代表取締役及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しているほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 31 日から 35 年 9 月 30 日まで

母の記憶によれば、申立人は申立期間に従兄弟の A 氏及び申立人の父と一緒に B 社で勤務して、厚生年金保険に加入しているはずなので確認してほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、「母の記憶によれば、父は申立期間に B 社で勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社の経理担当役員によると、「当社に保管してある古い従業員台帳や記録から、申立人の在籍は確認できない。在籍記録が無いので、申立人は当社の社員ではなかったと思われる。A 氏の在籍は確認できた。彼はチーフ的立場として勤務していたようだ。当時はチーフ的立場の者が縁故の者を呼び寄せ手下や手伝いとして使用することも多かったと聞いている。手下や手伝いは非社員として取り扱われており、厚生年金保険には加入していない。」と回答している。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人の父の氏名は確認できない上、上記名簿により、申立期間に在籍し、所在が確認できた 8 人に当時の勤務状況を照会し、二人から回答を得たところ、当該二人は、「A 氏は覚えているが、申立人は覚えていない。」と回答している。

さらに、上記名簿から、申立期間に同社において 29 人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記載が確認できるものの、当該名簿に欠番等は無く不自

然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 20 日から 36 年 2 月頃まで
② 昭和 36 年 5 月 12 日から 37 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 37 年 12 月 31 日から 38 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 38 年 4 月 11 日から同年 5 月 10 日まで
⑤ 昭和 38 年 8 月 17 日から同年同月 31 日まで

私の夫は、昭和 35 年 12 月 20 日から 39 年 1 月末日までの間、私と夫婦で船に乗り、働いていたが、夫の年金記録に空白期間があることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の妻は、申立期間①から⑤までの期間に申立人が勤務した事業所の名称、事業主の氏名及び元同僚の氏名等を正確に記憶していないため、当時の状況について聞き取りにより確認することができない。

また、申立期間⑤の後において申立人が船員保険被保険者資格を取得しているA社B支店に係る被保険者資格を有し、申立人を記憶している旨の証言をしている元従業員二人は、「申立人から同社に勤務する前に船に乗って仕事をしていたことは聞いていたが、事業所名までは分からない。」と証言している。

2 申立期間①及び②について、船員保険被保険者証番号決定簿によると、当該申立期間の間に申立人の被保険者記録が確認できるC船舶は昭和 36 年 9 月 10 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、船員保険の加入状況について確認することができな

い。

また、C船舶に係る船員保険被保険者台帳により、同船舶が船員保険の適用事業所となった昭和34年9月1日から同保険の適用事業所ではなくなった36年9月10日までの間に被保険者資格を取得している元従業員5人を把握し聞き取りを行ったが、5人全員が申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者台帳によると、申立人は、D職として昭和36年3月20日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 3 申立期間②及び③について、当該申立期間の間に申立人の被保険者記録が確認できるE社は、「申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料は無く、当時の役員及び当時から勤務している従業員も在籍していないため当時のことはわからない。」と回答しており、申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、E社に係る船員保険被保険者名簿により、昭和36年5月12日から38年3月9日までの間に被保険者資格を有する元従業員9人のうち連絡先の判明した2人は申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は、F職として昭和37年4月16日に船員保険被保険者資格を取得し、同年12月30日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 4 申立期間③及び④について、当該申立期間の間に申立人の被保険者記録が確認できるG社は昭和53年10月31日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、G社に係る船員保険被保険者名簿により、同社が船員保険の適用事業所となった昭和37年9月1日から38年5月17日までの間に被保険者資格を有する元従業員22人のうち連絡先が判明した2人に当時の状況について文書照会したが、一人からは回答が無く、残る一人から回答はあったものの、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は、F職として昭和38年2月1日に船員保険被保険者資格を取得し、同年3月6日に同資格を喪失後、同月16日に再度同資格を取得し、同年4月10日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 5 申立期間④及び⑤について、当該申立期間の間に申立人の被保険者記録が確認できるH社（当時は、I社）は、「申立人の人事記録等はない。」と回答している上、同社が保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は昭和38年5月11日に被保険者資格を取得し、備考欄に同年8月15日と

記載されており、その翌日は同社に係る資格喪失日と一致することが確認できる。

また、申立人の妻は、「I社の記録は、厚生年金保険の記録になっているが、正しくは船員保険である。」と主張しているところ、同社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、申立期間④から⑤までの期間において被保険者資格を取得している元従業員は二人確認できるが、一人は死亡しており、残る一人は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態等を確認することができない上、同名簿において申立人の氏名は確認できない。

さらに、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和38年4月11日から同年9月1日までの間に被保険者資格を有する元従業員29人のうち連絡先が判明した16人に当時の状況について文書照会したところ、10人から回答があったが、全員が申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立人は、昭和38年5月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月16日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 6 申立期間⑤について、当該申立期間の後に申立人の被保険者記録が確認できるA社が保管する船員保険被保険者名簿によると、申立人は昭和38年9月1日に被保険者資格を取得し、47年9月5日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A社B支店に係る船員保険被保険者名簿により、昭和38年8月17日から同年9月1日までの間に被保険者資格を有する元従業員13人のうち連絡先が判明した10人に当時の状況について文書照会したところ、4人から回答があり、そのうちの3人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、「勤務期間は分からない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立人は昭和38年9月1日に船員保険被保険者資格を取得し、47年9月5日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 7 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、他に申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで

私は、A事業所に在籍中の昭和 60 年 6 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までB事業所でC職として勤務していたが、B事業所における厚生年金保険被保険者記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち、昭和 60 年 9 月 2 日から 63 年 3 月 31 日までの期間についてB事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、B事業所は、「申立期間当時から現在に至るまで、従業員を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が同時期に勤務していたとする元同僚は、「B事業所において厚生年金保険に加入していたかどうか記憶に無く、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか不明である。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 20 日から 36 年 2 月頃まで
② 昭和 36 年 5 月 12 日から 37 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 16 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 37 年 12 月 31 日から 38 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 3 月 6 日まで
⑥ 昭和 38 年 3 月 16 日から同年 4 月 10 日まで
⑦ 昭和 38 年 4 月 11 日から同年 5 月 10 日まで
⑧ 昭和 38 年 5 月 11 日から同年 8 月 16 日まで
⑨ 昭和 38 年 8 月 17 日から同年同月 31 日まで
⑩ 昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 1 月まで

私は、昭和 35 年 12 月 20 日から 39 年 1 月末日までの間、夫とともに夫婦で船に乗り、働いていた。

しかし、夫には記録があるにもかかわらず、一緒に勤務していた私には同じ期間について記録が無いことに納得できない。(申立期間③、⑤、⑥、⑧及び⑩)

また、夫の年金記録では、上記の期間のなかで空白期間があるが、私も同様に夫の空白期間については記録があるはずなのに無いことに納得できない。(申立期間①、②、④、⑦及び⑨)

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①、②、④、⑦及び⑨の期間に勤務した事業所の名称、事業主の氏名及び元同僚の氏名等を正確に記憶していないため、当時の状況について聞き取りにより確認することができない。
- 2 申立期間①及び②について、船員保険被保険者証番号決定簿によると、当

該申立期間の間に申立人の被保険者記録が確認できるA船舶は昭和36年9月10日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、船員保険の加入状況について確認することができない。

また、A船舶に係る船員保険被保険者台帳により、同船舶が船員保険の適用事業所となった昭和34年9月1日から船員保険の適用事業所ではなくなった36年9月10日までの間に被保険者資格を取得している元従業員5人を把握し聞き取りを行ったが、5人全員が申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者台帳によると、申立人は、昭和36年3月20日に船員保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致する。

- 3 申立期間③から⑤までについて、当該申立期間に申立人の夫の被保険者記録が確認できるB社は、「申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料は無く、当時の役員及び当時から勤務している従業員も在籍していないため当時のことはわからない。」と回答しており、申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る船員保険被保険者名簿により、昭和36年5月12日から38年3月9日までの間に被保険者資格を有する元従業員9人のうち連絡先の判明した2人は申立人を記憶していない旨の証言をしており、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間③から⑤までに船員保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、被保険者証記号番号に欠番は無い。

- 4 申立期間④から⑦までについて、当該申立期間に申立人の夫の被保険者記録が確認できるC社は昭和53年10月31日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の船員保険の加入状況について確認することができない。

また、C社に係る船員保険被保険者名簿により、同社が船員保険の適用事業所となった昭和37年9月1日から申立期間④から⑦までを含む38年5月17日までの間に被保険者資格を有する元従業員22人のうち連絡先が判明した2人に当時の状況について文書照会したが、一人からは回答が無く、残る一人から回答はあったものの、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間④から⑦までに船員保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、被保険者証記号番号に欠番は無い。

- 5 申立期間⑦から⑨までについて、当該申立期間に申立人の夫の被保険者記

録が確認できるD社（当時は、E社）は、「人事記録等の資料は残っていないが、申立人の夫については当社が保管する厚生年金保険被保険者台帳から確認できるものの、申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、E社に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、申立期間⑦から⑨までにおいて被保険者資格を取得している元従業員は二人確認できるが、一人は死亡しており、残る一人は連絡先が不明のため、申立人の勤務実態等を確認することができない上、同名簿において申立人の氏名は確認できない。

さらに、E社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和38年7月3日から夫の被扶養者となっていることが確認できる。

- 6 申立期間⑨及び⑩について、申立期間⑨の後に申立人の夫の被保険者記録が確認できるF社によると、「当社が保管する船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できないが、船員保険被保険者等連名表（被証更新用）によると、申立人は、申立人の夫の被扶養者として氏名が確認できることから、申立人については、船員保険には加入させていないと思料する。」と回答している。

また、F社G支店に係る船員保険被保険者名簿により、昭和38年8月17日から申立期間⑨及び⑩を含む39年2月1日までの間に被保険者資格を有する元従業員13人のうち連絡先が判明した10人に当時の状況について文書照会したところ、4人から回答があり、そのうちの3人から申立人の夫を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人を記憶している旨の証言は得られず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿によると、申立期間⑨及び⑩に船員保険被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、被保険者証記号番号に欠番は無い。

- 7 このほか、申立人が申立期間①から⑩までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、他に申立人が当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から⑩までに係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 9 月 21 日から 16 年 5 月 1 日まで
私は、平成 13 年 9 月 21 日から 17 年 1 月 20 日までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 13 年 9 月 21 日から A社に勤務した。」と主張しているところ、同社が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社が保管する平成 16 年の給与及び賞与の年間集計表によると、厚生年金保険料は同年 6 月の給与から控除（翌月控除）が開始されており、申立期間のうち、同年 1 月から同年 5 月までの給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人は平成 16 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成 12 年 10 月 11 日に申立人の父親の健康保険の被扶養者に認定されており、申立期間においてもその認定は取り消されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 8 月 29 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 21 日から 50 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 40 年 4 月 1 日から 50 年 3 月 31 日まで
⑤ 昭和 45 年 4 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
⑥ 昭和 50 年 4 月 1 日から 60 年 3 月 31 日まで
⑦ 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日まで
⑧ 昭和 60 年 4 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで

申立期間①から④までについては、A社とB社の代表者は同一人物であり、どちらにも勤務していたが、申立期間①から③まではA社での、申立期間④はB社での厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間⑤のC社では作業員をしていた。申立期間⑥のD社はE市にあった会社で、F営業所で勤務した。申立期間⑦のG社では後に役員にもなった。申立期間⑧のH社では取締役にもなっていたが、倒産のため辞めた。申立期間の厚生年金保険被保険者記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人は、「申立期間についてA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社の当時の事業主は、「申立人が当社に勤務していたことは覚えているが、申立期間に在籍していたかどうかは不明である。」と供述しており、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員一人が確認できるものの、当時の勤務状況を聴取することができず、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険

料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立期間①及び②の間のA社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得年月日欄には「40. 8. 1」、資格喪失年月日欄には「41. 9. 1」と記載され、健康保険証の返納年月日欄には、「滅失」との記載が確認できる。

さらに、申立期間③について、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失年月日欄には「45. 11. 21」と記載され、オンライン記録と一致する上、同社は昭和46年11月30日に適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

加えて、申立期間①から③までについて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間④について、申立人は、「昭和40年4月1日からB社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立人は系列会社であるA社で勤務し、当社では仕事を手伝う程度であった。」と供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所になったのは、昭和43年5月1日であることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間⑤から⑧までについて、申立人は申立期間にそれぞれ、その主張する事業所に勤務していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするいずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であることが確認できず、申立期間における申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

4 このほか、申立人の申立期間①から⑧までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 50 年 2 月 9 日まで
A社において実際にもらっていた給与と標準報酬月額の記録に相違がある。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社において実際にもらっていた給与と標準報酬月額の記録に相違がある。」と主張している。

しかしながら、複数の元同僚が記憶する当時経理事務担当者であった元同僚は、「給与については、就業規則、賃金規定に基づいて間違い無く計算して支給していた。自身の標準報酬月額についても正しい記録である。」と証言しているところ、別の元同僚一人が所持するA社に係る給与明細書によると、給与から控除された厚生年金保険料額は、当該元同僚の標準報酬月額の記録に基づく適切な保険料額であったことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険の被保険者資格を有する 271 人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、申立人の標準報酬月額を申立人と同年代の被保険者 42 人のそれと比較してもおおむね同等であり、申立人のみが著しく低いとは言い難い上、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

さらに、A社が昭和 45 年 12 月 1 日から加入していたB厚生年金基金が保管する申立人の標準報酬月額に係る記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人に係る申立期間当時の給与支給額や保険料控除額を確認できる資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 4 日から 33 年 7 月 1 日まで

A社の在職中に、新聞広告でB社の募集記事を見て応募し、面接により採用され、昭和 32 年 3 月 4 日から同社に勤務し始めたが、年金記録が翌年の 33 年 7 月 1 日からしか無く、事実と相違している。会社から申立期間当時の出勤簿が見つかり、勤務していたという証明もあるので、審議をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

B社C支店（申立期間当時の適用事業所名は、B社D支店）が保管する社員名簿、同社同支店の回答及び元同僚の証言から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社C支店が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和 33 年 7 月 1 日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致する上、同支店の担当者は、「申立期間当時、申立人は臨時雇いの期間だったと思われる。当時の社会保険加入時期については定かでないが、社会保険に加入しない者の給与から保険料は控除しないと思う。」と回答している。

また、申立人が記憶する元同僚3人は、いずれも、「私は入社後、1年から2年は臨時雇いだった。」と供述している上、当該元同僚3人のそれぞれの厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、自身が記憶する入社日の概ね15か月後であることから、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、昭和 31 年 11 月にB社D支店に入社し、33 年 3 月 1 日に同支店に係る被保険者資格を取得した申立人と同じ職種であった者によると、「私が保

管している日雇労働者の健康保険証によると、32年11月27日に当該被保険者証を使って医者に通っていた記載がある。」と供述しており、当該元従業員は、厚生年金保険に加入するまでの期間、健康保険については日雇特例被保険者であったことがうかがえるところ、制度上、日雇特例被保険者が厚生年金保険の被保険者となることは考え難い上、申立人は「当時、社会保険事務所へ行き、証紙を買って提出した記憶がある。」と供述していることから、申立人も当該事業所において厚生年金保険に加入するまでの間、日雇特例被保険者であった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 4 月 17 日まで
② 昭和 20 年 5 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社が承継）に、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間勤務していた。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元同僚 8 人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元同僚は、「申立人に記憶があるが、勤務期間及び厚生年金保険の加入については不明である。」、「申立人に記憶が無い。」とそれぞれ証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、上記元同僚は、「当時 6 か月から 1 年程度の期間は厚生年金保険に加入させない取扱いがあった。」と証言している。

さらに、B社は、「申立人について、当時の資料の保管は無く、不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月 12 日から同年 10 月 1 日まで
A 社（現在は、B 社）には、昭和 51 年 7 月から勤務していた。年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社には、昭和 51 年 7 月から勤務していた。」と主張しているが、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、同年 9 月 1 日に同被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し所在が確認できた元同僚 3 人に申立人の勤務実態について照会し、全員から回答を得たが、申立人のことを記憶しているものの、勤務期間については具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該元同僚は、「私は、2 か月間、厚生年金保険被保険者記録が無い。」、「当時、1 か月間程度の試用期間があり、その期間は厚生年金保険料の控除は無かった。」旨、それぞれ回答しており、申立期間当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

加えて、B社は、「申立人に係る資料の保管は無く、当時の従業員もいないため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 17 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 54 年 9 月 1 日から 56 年 9 月 1 日まで

私が所持しているA社に係る給与明細書には「54. 5. 17」、「5. 17 付委任」と記載があり、同日から勤務していたことに間違い無い。また、標準報酬月額の記録は給与の支給額と比べ低額である。

記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私が所持しているA社に係る給与明細書には54. 5. 17、5. 17 付委任と記載があり、同日から勤務していたことに間違い無い。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持する「54. 5. 17」と記載された給与明細書3通及び「5. 17 付委任」と記載された同明細書1通によると、それぞれ厚生年金保険料の控除は無いことが確認できる。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し所在が確認できた元同僚29人に申立人の勤務実態について照会したところ、申立人と同職の仕事に従事した複数の元同僚は、「当時約3か月の試用期間があった。」、「私の勤務期間と厚生年金保険被保険者期間には、ずれがある。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立期間当時、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経

過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、B社は、「申立人について、資料の保管は無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、「標準報酬月額記録は給与の支給額と比べ低額である。」と主張しているところ、申立人が所持する給与明細書によると、申立人の給与総支給額は、オンライン記録より高額であることが確認できる。

しかしながら、上記給与明細書 22 通のうち、11 通によると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料は、2,336 円（標準報酬月額 6 万 4,000 円相当）であることが、また、残り 11 通によると、同保険料は 7,120 円及び 7,200 円（標準報酬月額 16 万円相当）であることが確認でき、同明細書により、控除が確認出来る厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、申立人のオンライン記録と一致する。

また、A社に係るオンライン記録により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚 119 人の標準報酬月額を確認したが、不自然な点は見当たらず、同性及び同年代の元同僚 30 人の標準報酬月額と比較してもおおむね同等であり、申立人のみが著しく低い標準報酬月額であるとは言い難い上、複数の元同僚は、「自身の標準報酬月額は正しい。」と証言している。

さらに、標準報酬月額が遡及して引き下げられているなどの不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 1 日にA社B事業所に臨時職員として採用され、現在もA社職員として勤務している。臨時職員として勤務した 48 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は厚生年金保険に加入していたので、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事記録により、申立人が、申立期間において、A社臨時職員として同社B事業所で勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社では、「臨時職員の厚生年金保険の加入については、各事業所により状況が異なるため、分からない。」と回答しており、B事業所も、「書類の保存期限が過ぎているため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人と同時期にA社B事業所に就職した同僚二人は共に、「私も、申立人と同じように、昭和 48 年 4 月及び同年 5 月は臨時職員だったが、厚生年金保険の記録は無い。当時、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人及び上記の同僚二人の氏名は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2587 (事案 575 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険の被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から23年6月まで

私は、昭和19年4月から23年6月までの間、A社の所有するB丸において、継続して機関部員として乗船していたが、社会保険庁(当時)の記録によると、全ての期間の船員保険の記録が無いとされており納得できない。

なお、B丸を所有していた会社は、A社に名称が似ているC社(現在は、D社)であった可能性もあるので、同社についても調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が、申立期間当時、B丸の乗組員として同船に乗船していたことは推認できるものの、i) 法人登記簿及び社会保険庁(当時)の記録において、A社の商号を有する法人を特定することができないこと、ii) A社と社名が類似するE社(現在は、F社)の人事管理業務を行っているG社は、「申立人が主張するA社が系列会社として存在していたか否かについては、当時の資料が無く不明であり、申立人の在籍についても確認ができない。」としていること、iii) オンライン記録によると、申立人が申立期間当時のB丸の乗組員として記憶する二人について、同船に係る船員保険被保険者記録が確認できない上、当該乗組員二人は共に既に死亡しており、当時の証言を得ることができないことなどを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年4月22日付けで通知が行われている。

申立人は今回、B丸を所有していた会社は、A社に名称が似ているC社であった可能性もあると申し立てしているところ、C社を承継したD社の担当者は、「申立人が、C社に在籍していたことは確認ができない。また、商品輸送にあたり自社で船舶を所有していたことは無い。」としており、同社がB丸を所有

していた会社であるとは考え難く、申立人の当該申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月4日から33年4月1日まで
私は、昭和27年1月4日から33年の3月末まで、A事業所で働いていたが、この期間については、脱退手当金を受給したという理由で年金記録が無いことを、2年ほど前に知った。

私は、そもそも脱退手当金という制度は知らなかったし、会社からその制度についての説明も聞いたことが無く、脱退手当金を受給した覚えは無い。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に勤務し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年4月1日の前後3年以内に同被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有していた女性の被保険者18人（申立人を除く。）のうち、10人に脱退手当金の支給記録があり、このうち9人について、被保険者資格の喪失日から一年以内（申立人は、11か月後の34年3月13日）に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、脱退手当金の支給記録が無い残り8人のうち2人が、「同事業所では、退職者に脱退手当金制度について説明し、退職者が希望すれば同事業所が退職者の代わりに請求手続を行っていた。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和34年2月20日に、社会保険庁（当時）が、社会保険事務所（当時）に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことを示す「回答済」の表示が確認できる。

このほか、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 1 日から 60 年 6 月 10 日まで

私は、昭和 56 年 3 月 1 日に A 社に営業員として採用された。

昭和 56 年 4 月 * 日に仕事で事故を起こした。B 市の C 病院で治療を受け、60 年 6 月頃まで治療を続けており、この間は労災認定されていた。この休業中の厚生年金保険は、当然支払いを受ける権利があると信じている。この期間の年金記録の回復を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 56 年 3 月 1 日に入社したが、同年 4 月 * 日に仕事で事故を起こした。60 年 6 月頃まで治療を受け、その間労災給付を受けていた。」と主張しているところ、D 労働基準監督署によると、「労災保険の給付記録により、A 社において、申立人が主張する労災事故（負傷日：56 年 4 月 * 日、診療機関：C 病院、治癒：60 年 9 月 30 日、休業期間 56 年 5 月 2 日から 60 年 9 月 30 日まで）が確認できる。」と回答していることから、申立人が申立期間において、同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、A 社によると「当社の在籍リストに申立人の氏名が無く、その他の資料にも申立人に関する記録は一切無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人が当時の事務処理を行っていたと記憶する元上司について、申立人が記憶する電話番号は、現在使用されておらず、当該元上司に照会できない上、オンライン記録及び A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 55 年 11 月から 60 年 9 月までの期間に同社において、厚生年金保険被保険者資格を有する当該元上司と同姓の者が二人確認できるところ、一人は「申立人が所属したとする支店とは別の支店勤務のため、申立人を知らない。」

と回答しており、残りの一人は、文書照会するものの、返信が無いため、申立人に係る申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、A社の元従業員は「当時、営業職は社会保険の加入は無く、内勤営業固定給者が社会保険に加入できた。」と証言しており、また、別の元従業員も、「入社当初何か月かは社会保険に加入できなかったのではないか。」とそれぞれ証言していることから、同社では、全ての従業員について、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、職種や雇用形態により、一定期間経過後に加入させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は「給料は入社当初の2か月間はもらっていたが、事故後給料は支給されず、労災からの給付だった。当初支給された2か月間の給料からは、社会保険料は控除されていたと記憶しているが、労災給付は、振り込みで受け取っており、社会保険料は自身では支払手続はしておらず、差し引いて振り込まれていたかどうかは分からない。」供述としている。

なお、D労働基準監督署によると、「労災給付は、原則として、本人の口座に振り込みにより支払われるが、企業が立て替えて本人に支払った場合は、受任者払い制度により、事業所に支払う場合もある。しかし、当時はこの制度はあまり普及していなかったと思われる。」としている。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和55年11月から60年9月までの期間に1,940人が被保険者資格を取得しているところ、当該期間に申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人のA社に係る雇用保険の記録も見当たらない上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 11 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）の当時の代表取締役から「A社で会員権の販売をするので働かないか。」と誘われ、昭和 46 年 10 月 1 日に同社に入社し、C施設の会員権を販売していた。

その後は、D社（現在は、E社）のF営業所でG施設の会員権を、また、H社（現在は、I社）のJ営業所ではK施設（後のL施設）の会員権をそれぞれ販売する仕事をしていた。

これら3つの事業所で勤務していた期間をそれぞれ明確には覚えていないが、合わせて1年間ほど勤務しており、この期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A社で勤務していたとする期間については、会員権販売の仕事を始めた経緯に係る申立人の供述及び申立人が記憶している元同僚二人のうち一人の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和 47 年 2 月 1 日であり、申立期間のうち、申立人が同社に入社したと主張する 46 年 10 月 1 日からの 4 か月間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶しているA社における上記二人の元同僚のうち、一人については同社の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、もう一人の元同僚については、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社の元代表取締役は、申立人を記憶していない上、「C施設の会員権販売に従事していた従業員を、厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。」と回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 D社F営業所で勤務していたとする期間については、申立人の同営業所に関する記憶及び申立人が記憶している元同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同営業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和48年1月6日であり、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、D社の元従業員の一人は、「新規適用日より前から同社で勤務しているが、厚生年金保険に加入する前は、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と証言している。

- 3 H社J営業所で勤務していたとする期間については、同社の二人の元従業員の証言及び申立人が同社の次に勤務したM社の元取締役の証言から、期間の特定はできないものの、申立人がH社J営業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、H社が厚生年金保険の適用事業所となった日（新規適用日）は、昭和47年9月1日であり、申立期間のうち、同社が適用事業所であった期間は、新規適用日から同年11月1日までの2か月間だけであることが確認できる。

また、申立人は、「会員募集の仕事は、施設が開業する前にしていたと思う。」と供述しているところ、L施設の記録によると、K施設は昭和47年7月*日に開業していることから、申立人は、H社の新規適用日より前から同社に勤務していたことがうかがえる上、M施設の元従業員は、「申立人は1年ぐらい同社に勤務していたと思う。同社は同年7月に設立され、申立人はその後に入社した。」と証言しており、申立人は、申立期間の終期には同社に勤務していた可能性がある。

さらに、H社の新規適用日から申立期間の終期である昭和47年11月1日までの期間において、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 4 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 20 日から 14 年 2 月 18 日まで

私は、平成 10 年 8 月に A 社に運転手として入社した。

平成 10 年 8 月から 12 年 8 月までは日勤で、報酬は 33 万円ほどであったと思うが、年金記録によると、厚生年金保険の標準報酬月額は 20 万円から 28 万円までの間で推移している。

また、平成 12 年 9 月から退職する 14 年 2 月 17 日までは隔日勤務で、報酬は 22 万円ほどであったと思うが、標準報酬月額は 16 万円となっている。

特に、平成 13 年 5 月及び同年 6 月については、給与明細書が残っており、これによると、厚生年金保険料控除額が、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額と一致していない。

このため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳に記載されている平成 12 年 10 月から 13 年 3 月までの給与振込額は、オンライン記録上の当該期間における標準報酬月額（16 万円）より高額であることが認められる。

しかし、A 社から提出された社会保険被保険者台帳及び企業年金連合会から提供された資料にそれぞれ記載されている申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致する。

また、申立人は、「平成 13 年 5 月及び同年 6 月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料は 1 万 3,880 円であるのに、ねんきん定期便に記載されている厚生年金保険料が 1 万 840 円となっているのはおかしい。」と主張しているが、これは、A 社が B 厚生年金基金に加入しており、給与明細書に記載されている厚生年金保険料 1 万 3,880 円の中に、同基金に納付する保険料 3,040

円が含まれているためであり、これらの記録は適正であると認められる。

さらに、A社の従業員及び元従業員（いずれも申立人と同じ運転手）からそれぞれ提供された給与明細書に記載されている保険料控除額に基づいて算出した標準報酬月額、これら二人のオンライン記録上の標準報酬月額と一致する上、当該元従業員の給与明細書によると、同社は、運転手の給与は、月例配分（歩合給）と成果配分で構成し、社会保険事務所（当時）には、月例配分（歩合給）を標準報酬として届け出ていることが推認できる。

加えて、オンライン記録によると、遡及して申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する等の不自然さをうかがわせる点は見当たらない。

そのほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月から同年 6 月 1 日まで

私は、申立期間に友人と一緒にA県のB社で働いた。働いた期間は短かったが、厚生年金保険に加入していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 4 年 2 月から同年 6 月 1 日まで、友人と一緒にA県のB社で働いた。」と主張しているが、申立人は、「同社で働いたのは 16 歳か 17 歳の頃であり、18 歳か 19 歳の頃に働いたC社よりも、もっと前の時期だった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日は申立期間直後の 4 年 6 月 1 日であることが確認できる上、申立人が一緒に勤務したとする友人は、申立期間のうち、同年 3 月から同年 5 月までの期間、別の事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該友人は、「申立人と一緒にB社で働いたのは、平成 3 年の正月過ぎだったと思う。」と証言していることから、申立人は、申立期間よりも前の平成 3 年の初め頃に同社で勤務していたものと推認できる。

しかしながら、B社の元事業主は、「申立人は、3 週間くらいで辞めて帰った。当社では、3 か月働いた後でないと、厚生年金保険に加入する本雇いにはしなかった。申立人の給料から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、上記の友人は、「私も申立人と一緒に勤務した当時のB社における厚生年金保険の記録は無い。」と証言している。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 3 年 3 月 13 日であり、申立人が同社で勤務したと推認できる同年の初め頃は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であった可能性がうかがえる。

さらに、雇用保険の記録を確認しても、申立人のB社に係る被保険者記録は

見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 7 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は、65 歳になって年金記録を確認したところ、昭和 31 年から 37 年にかけて A 社で勤務していた期間について、厚生年金保険を脱退し、脱退手当金を受給した記録となっていることが分かった。

私は、脱退手当金の制度について知らないし、事業所から説明を聞いたことも無く、脱退手当金を受け取っていない。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人とほぼ同時期に勤務し、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 10 月 1 日の前後 3 年以内に同被保険者資格を喪失し、かつ脱退手当金の受給資格を有していた女性の被保険者 17 人（申立人を除く。）のうち、9 人に脱退手当金の支給記録があり、9 人全員について、被保険者資格の喪失日から 4 か月以内（申立人は、2 か月後の同年 12 月 6 日）に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当該 9 人のうち 2 人が、「会社が、脱退手当金の請求手続を行ったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月から30年9月まで
② 昭和35年12月から36年4月まで

私は、昭和28年5月から30年9月までは、A市にあったB社において、入札等の業務に従事した（申立期間①）。

また、昭和35年12月から36年4月までは、C市にあったD社において、入札業務に従事した（申立期間②）。

しかし、申立期間①及び②に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、商業登記簿からB社に該当する事業所は確認できない上、オンライン記録においても、同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無く、申立期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことを確認することができない。

また、申立人は、同僚について記憶していない上、事業主の名前を記憶しているものの、個人を特定することはできないことから、聞き取り調査などを行うことができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

2 申立期間②については、申立人の詳細な記憶から、期間は特定できないものの、申立人がD社で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、D社における厚生年金保険被保険者全38人のうち住所が確認できた7人に照会したところ、回答があった4人のうち、申立期間②において厚生年金保険被保険者記録がある二人（いずれも

申立人を記憶していない。)のうちの一人は、「私は高校を卒業した昭和 35 年 3 月から同社に在籍しているが、同社では半年の試用期間があり、その期間は社会保険の適用が無かったので、年金記録は同年 10 月 1 日からとなっている。」と具体的に回答しており、また、他の一人は、「入社から 2 か月間は試用期間であったので、社会保険には加入していない。」と回答していることから、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、D社の所在地を管轄する法務局が保管している登記用紙除却記録によると、同社は昭和 49 年 7 月に清算終了しており、事業主を特定できないことから、申立期間②当時における同社の社会保険事務の取扱いについて確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月4日から22年12月25日まで
② 昭和22年12月25日から24年9月1日まで

昭和20年1月4日から25年4月9日まで一貫してA社に勤務していたにもかかわらず、年金記録上は、20年1月4日から22年12月25日までの期間は、脱退手当金を受給していることになっている上、同日から24年9月1日までの期間の年金記録が空白である。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の脱退手当金は昭和23年2月20日に支給決定されているところ、支給決定当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に20年以上加入する必要があることから、申立期間①に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が約2年11か月であり、その後の厚生年金保険への加入は、別の厚生年金手帳記号番号で資格を取得している等、申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえない。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間①の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間においてもA社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が再び厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年9月1日に被保険者資格を取得した元従業員7人に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について照会し、5人から回答を得たところ、そのうちの3人は、「自身の厚生年金記録は同年9月1日からしか確認できず、勤務期間とは一致していない。入社当初は社会保険に加入していなかった。保険料も給与から控除されていなかった。」、「厚生年金記録は同年9月1日からしか確認できず、勤務期間とは一致していないが、納得している。当該事業所は、B町で一番大きい会社だったので、保険料を控除しておきながら、届出をしないような不正をする会社ではなかったと思う。」旨、それぞれ回答している。

また、閉鎖登記簿謄本によるとA社は昭和47年8月*日に閉鎖されていることが確認できる上、当該事業所の元事業主は既に死亡しており、元給与事務担当者の所在も確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者は見当たらず、申立期間②の前の期間において、最後に被保険者資格を喪失した申立人を含む元従業員11人全員の資格喪失日は昭和22年12月25日であることが確認でき、同日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことが認められる上、当該名簿の記載に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月から18年4月まで

私は、昭和2年4月1日にA社（現在は、B社）C事業所に入社し、徴用により18年4月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社C事業所に継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人が所持する昭和50年に一時恩給を請求する際に作成したと主張する履歴書により、申立人が同社に勤務したことは推認できる。

しかしながら、B社C事業所は、「記録が残っておらず、申立人の在籍を確認することができない。」と回答しており、申立人の労働者年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社C事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員650人を抽出し、そのうち連絡先が判明した39人に申立人の勤務実態等について文書により照会したところ、28人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人を記憶しているが、勤務期間は分からない。」と証言している上、残りの27人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言は得られない。

さらに、上記の名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人と同姓同名の者が確認できるものの、申立人とは生年月日が異なっているところ、申立人は、「勤務先において戸籍上の生年月日を届け出ている。」と供述していることから、同姓同名の別人の記録であることが考えられる上、他に申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A社の専務であった叔父の誘いで昭和 63 年 4 月 1 日に同社に正社員として入社した。申立期間に「B組合」から健康保険証の交付を受けていた。申立期間に厚生年金保険に加入したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の申立人の名刺から、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍したことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は平成元年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間であることが確認できるところ、同社の当時の代表取締役は、「同社は、昭和 62 年 8 月に設立登記し、申立期間に申立人は、確かに正社員として在籍していたが、申立期間に同社は厚生年金保険の適用を受けていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

また、申立人は、「叔父の誘いでA社に入社した。」と供述しているところ、当該叔父についても申立期間には厚生年金保険に加入していない上、申立人が記憶している元同僚一人についても申立期間には厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人と同じく昭和 63 年 10 月 1 日に、C社（A社のフランチャイズ事業所）で厚生年金保険に加入した記録が確認できる元従業員 3 人に当時の状況を照会したところ、二人から回答を得ることができたものの、当該二人は、「当時の状況は、はっきりとは覚えていない。」と供述している上、申立人は、「申立期間には、「B組合」から健康保険証の交付を受けていた。」と供述し

ているところ、「B組合」として確認できたD団体は、「当団体が加入するのはE国民健康保険組合の国民健康保険である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで

私は、大学を卒業後にA社に就職した。申立期間の給与明細書等は保管していないが、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人、元同僚及び事業主の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であることが確認できる。

また、A社の事業主は、「申立人の当社における在籍は確認できたが、申立期間において当社は厚生年金保険に加入しておらず、同保険料を給与から控除していなかった。」と回答している上、申立人と同時期に入社した元同僚は、「申立期間において、厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入しており、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月1日から22年4月1日まで

A社は、私が昭和21年7月1日に同社の前身であるB社C支店に入社したことを認めているにもかかわらず、年金記録によると、私が38年に受給した脱退手当金の対象となった厚生年金保険被保険者期間のうち、同社における被保険者資格の取得日が22年4月1日とされている。

脱退手当金を受給したことに異論はないが、入社当初の9か月間の厚生年金保険加入記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は、同社の在籍証明書（職員カード）により、申立人が、昭和21年7月1日から25年5月31日までの期間、B社C支店において準社員として勤務していたことを証明していることから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和22年4月1日に他の5人と共に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の厚生年金保険記号番号は、当該5人のうち4人と連番であり、同社の職員カードによると、これら4人の入社日は、19年9月1日、20年11月24日、21年7月1日（申立人と同日）及び22年2月15日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、B社C支店では、入社日が異なる従業員をまとめて昭和22年4月1日に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 62 年 4 月に A 事業所に B 職として採用された。当時は、B 職の国家試験の合格発表が 4 月末だったため、同事業所では、4 月はパート勤務で厚生年金保険に加入し、5 月に正職員となり共済組合に加入した。交付された年金手帳は紛失してしまい、次に C 事業所に勤務した時に新たな年金手帳を交付されたが、62 年 4 月の厚生年金保険加入期間が年金記録に統合されていない。

調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 事業所を所管する D 事業所から提出された職員台帳により、申立人が、申立期間において A 事業所で B 職として勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人と同様に昭和 62 年 4 月に A 事業所に新規採用された元同僚 5 人については、申立期間において厚生年金保険に加入していたことが確認できない。

また、申立人は、「申立期間に係る年金手帳を交付された。」と主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人及び上記元同僚 5 人の氏名は確認できない。

さらに、D 事業所から提出された公的年金加入期間報告書によると、申立人は、昭和 62 年 5 月 1 日に E 共済組合に加入する以前には、公的年金加入期間は無い旨、同共済組合理事長に報告していることが確認できる。

加えて、申立人の父に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間において、申立人の父親の健康保険の被扶養者であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和19年3月1日から20年9月26日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の記録が欠落しているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「高等小学校を卒業後の昭和19年3月1日からA社に勤務した。」と主張しているところ、申立人は入社の際の経緯や業務内容を具体的に記憶していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の資料の中には申立人に係る資料は無い。」と回答しており、申立人の労働者年金保険の加入状況について確認することはできない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員5人を把握し聞き取りを行ったが、5人とも申立人を記憶していない上、そのうちの3人は、「同社には3か月ぐらい試用期間があった。」とそれぞれ証言しているところ、申立人も、「同社入社後に2、3か月ぐらいの教育期間があった。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月20日から34年5月1日まで

私は、昭和29年4月からA社B支社（厚生年金保険の適用はA社）に勤務した。34年4月まで勤務したと思うが、厚生年金保険の記録が32年4月20日以降は無い。給与事務等は私がしていたので、給与から保険料を控除していたことは間違いない。年金記録を回復させていただきたい。なお、生産していた商品の名前が「C」だったので、会社名が「C事業所」に変わったかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年4月20日以降も、A社B支社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社の元従業員に申立人の勤務実態等を照会したところ、複数の元従業員が、「昭和33年頃に同社B支社の従業員は、一人を残して一斉に退職し、別会社を作るという大きな出来事があった。」と証言しており、このうちの二人は、「私は、この出来事の直後の同年2月24日に同社に入社し、B支社に勤務したが、その時点で申立人はいなかった。」、「私は、同年4月に本社からB支社に転勤になったが、申立人はいなかった。」とそれぞれ証言しているところ、この出来事について申立人は、「私は知らない。」と供述していることから、申立人は同年頃には同社に在職していなかったことが推認できる。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の保険料控除について確認することはできない。

加えて、一斉退職した元従業員らが作った新会社「D事業所」に係る健康保

険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同名簿の整理番号に欠番も無い上、申立人が主張する「C事業所」については、事業所名簿検索結果において、見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 30 日から同年 6 月 14 日まで

私は、親族の紹介により、昭和 17 年に A 事業所に採用され、19 年には B 店で勤務していたが、20 年 3 月の空襲で同店が一部焼失したため、C 店へ移転した。C 店には、終戦後も残務整理のために同年の末頃まで勤務していた。

年金記録が、昭和 20 年 3 月 30 日から同年 6 月 14 日までの期間について抜け落ちているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所の元従業員 30 人に照会したが、回答があった 20 人全員が申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できない。

また、上記 20 人のうち 10 人が、「A 事業所で勤務していた期間と、厚生年金保険の加入記録が一致する。」と回答している（残る 10 人のうち、一人は「一致しない。」、二人は「不明」とそれぞれ回答し、7 人が無回答）。

さらに、申立人は、「昭和 20 年 3 月の空襲により自宅が焼失し、親族宅に疎開した。」とも供述しており、申立期間において、一時的に退職していた可能性も考えられる。

加えて、オンライン記録により、A 事業所において申立人と同日（昭和 19 年 10 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員 117 人のうち、申立人と同様に、当該事業所において同被保険者資格を一旦喪失した後に再度取得した記録がある者が二人確認できるが、このうちの一人は、「親族の看護のために一度退職した。」と証言しており、もう一人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同被保

険者資格を再度取得した際の「姓」が変更されているため、当該元従業員は、結婚退職により資格喪失後、再度資格取得したと考えられ、これら二人の同被保険者資格の得喪には不自然さはみられず、当該事業所に係る年金記録の管理が不適切であったとは認められない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から7年8月まで

私は、平成5年9月頃から7年8月頃までの間、A社で継続して勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成5年9月頃から7年8月頃までの間、A社に継続して勤務した。」と主張しているところ、元同僚二人の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は「当時の書類は既に廃棄しているため、申立人の勤務状況等は不明である。」と回答している上、当時の元事業主の消息が不明であるため、申立人の厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、申立人は、「申立期間における勤務形態は、パート勤務であった。」と供述しているところ、現在の事業主は、「今までパート職員が厚生年金保険に加入したことはない。」と回答している上、申立人が記憶する元同僚二人は、「自分は社員でなくパート勤務なので、国民年金に加入し厚生年金保険には加入していなかった。」、「自分はパート勤務だったので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」とそれぞれ証言しており、オンライン記録によると、当該元同僚二人についても、A社に係る被保険者記録は確認できない。

さらに、B共済組合によると、「申立人は、平成4年3月31日まで同共済組合に加入しており、申立期間の一部を含む同年4月1日から6年3月31日までの期間、健康保険の任意継続被保険者だった。」と回答している。

加えて、雇用保険の記録を確認しても、申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月 26 日まで
私は、申立期間当時、A社に勤務していたが、厚生年金保険料が控除されていたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 8 月から 58 年 3 月 26 日まで、A社で勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立人は、「申立期間当時の元同僚二人を記憶しているが、姓のみの記憶であり、連絡先も不明である。」と供述していることから、同社の複数の元従業員（申立人が記憶する元同僚と同姓の者一人を含む。）に照会したものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、申立人が記憶する元同僚のうち一人についても、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認しても、当該元同僚と同姓の被保険者は見当たらない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認するも、申立期間において、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。